

第4期中(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

---

# 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成17年12月26日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそな銀行

# 目 次

	頁
第4期中 半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	6
3 【関係会社の状況】 .....	6
4 【従業員の状況】 .....	7
第2 【事業の状況】 .....	8
1 【業績等の概要】 .....	8
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	38
3 【対処すべき課題】 .....	38
4 【経営上の重要な契約等】 .....	39
5 【研究開発活動】 .....	41
第3 【設備の状況】 .....	42
1 【主要な設備の状況】 .....	42
2 【設備の新設、除却等の計画】 .....	42
第4 【提出会社の状況】 .....	43
1 【株式等の状況】 .....	43
(1) 【株式の総数等】 .....	43
(2) 【新株予約権等の状況】 .....	53
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】 .....	53
(4) 【大株主の状況】 .....	53
(5) 【議決権の状況】 .....	55
2 【株価の推移】 .....	55
3 【役員の状況】 .....	56
第5 【経理の状況】 .....	57
1 【中間連結財務諸表等】 .....	58
(1) 【中間連結財務諸表】 .....	58
【中間連結貸借対照表】 .....	58
【中間連結損益計算書】 .....	60
【中間連結剰余金計算書】 .....	61
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】 .....	62
(2) 【その他】 .....	107

2 【中間財務諸表等】 .....	108
(1) 【中間財務諸表】 .....	108
【中間貸借対照表】 .....	108
【中間損益計算書】 .....	110
(2) 【その他】 .....	131
第6 【提出会社の参考情報】 .....	132
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	133
中間監査報告書	
前中間連結会計期間 .....	135
当中間連結会計期間 .....	137
前中間会計期間 .....	139
当中間会計期間 .....	141

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成17年12月26日

【中間会計期間】 第4期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 株式会社りそな銀行

【英訳名】 Resona Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野村正朗

【本店の所在の場所】 大阪市中央区備後町二丁目2番1号

【電話番号】 大阪(06)6271-1221番(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理室長 東 和 浩

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3287-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理室グループリーダー 大橋寛之

【縦覧に供する場所】 該当ありません

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	468,991	399,605	376,334	881,057	813,820
うち連結信託報酬	百万円	1,458	3,013	3,908	4,619	7,297
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	1,029,858	194,215	136,755	934,231	312,550
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	1,472,027	163,019	136,101		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				1,379,130	304,453
連結純資産額	百万円	717,075	978,986	1,083,115	830,854	1,096,294
連結総資産額	百万円	32,515,539	31,222,436	31,350,927	31,889,904	31,624,436
1株当たり純資産額	円	57.34	48.94	45.56	53.43	45.13
1株当たり中間純利益 (は1株当たり 中間純損失)	円	82.18	4.97	4.10		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり 当期純損失)	円				56.61	9.25
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円		2.19	1.95		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					3.53
連結自己資本比率 (国内基準)	%	7.78	8.27	9.15	7.14	8.83
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,659,205	184,347	379,565	1,477,853	331,430
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	450,183	469,318	766,504	31,224	513,831
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,916,379	21,069	10,594	1,916,425	79,821
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	2,318,632	1,448,134	1,207,494		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				2,080,653	2,342,917
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	15,981 [8,516]	10,778 [8,153]	8,043 [6,790]	11,924 [7,813]	10,360 [8,368]
信託財産額	百万円	1,565,369	1,600,942	1,433,760	1,738,749	1,534,845

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、平成15年度及び平成15年度中間連結会計期間については、中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は国内基準を採用しております。
- 5 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

## (2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	380,869	370,908	345,835	743,584	753,207
うち信託報酬	百万円	1,458	3,013	3,908	4,619	7,297
経常利益 (は経常損失)	百万円	1,035,608	172,524	122,245	977,962	236,431
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	1,476,128	157,241	135,638		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				1,415,772	311,455
資本金	百万円	1,051,799	279,928	279,928	279,928	279,928
発行済株式総数	千株	普通株式 30,797,278 甲種第一回 優先株式 10,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 338 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,819,722 甲種第一回 優先株式 5,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 146 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,819,735 甲種第一回 優先株式 5,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 145 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,819,595 甲種第一回 優先株式 5,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 156 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,819,722 甲種第一回 優先株式 5,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 146 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000
純資産額	百万円	735,482	959,381	1,076,817	818,782	1,088,443
総資産額	百万円	29,187,771	27,965,485	28,205,337	28,612,504	28,311,025
預金残高	百万円	20,336,944	19,548,501	19,366,784	20,328,898	19,832,385
貸出金残高	百万円	19,510,385	17,883,738	17,346,797	18,590,575	17,551,865
有価証券残高	百万円	4,940,272	5,976,696	5,958,529	5,501,412	5,104,791

回次		第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
1株当たり中間配当額	円	普通株式	普通株式	(予定額) 普通株式		
		甲種第一回 優先株式	0.662 甲種第一回 優先株式	1.90 甲種第一回 優先株式		
		乙種第一回 優先株式	12.375 乙種第一回 優先株式	4.63 乙種第一回 優先株式		
		丁種第一回 優先株式	3.18 丁種第一回 優先株式	3.18 丁種第一回 優先株式		
		戊種第一回 優先株式	5.00 戊種第一回 優先株式	5.00 戊種第一回 優先株式		
		己種第一回 優先株式	7.19 己種第一回 優先株式	7.19 己種第一回 優先株式		
		第1種第一回 優先株式	9.25 第1種第一回 優先株式	9.25 第1種第一回 優先株式		
		第2種第一回 優先株式	0.1295 第2種第一回 優先株式	0.13 第2種第一回 優先株式		
		第3種第一回 優先株式	0.1295 第3種第一回 優先株式	0.13 第3種第一回 優先株式		
		0.1295	0.13	0.13		
1株当たり配当額	円				普通株式	普通株式
					甲種第一回 優先株式	6.10 甲種第一回 優先株式
					乙種第一回 優先株式	24.75 乙種第一回 優先株式
					丁種第一回 優先株式	6.36 丁種第一回 優先株式
					戊種第一回 優先株式	10.00 戊種第一回 優先株式
					己種第一回 優先株式	14.38 己種第一回 優先株式
					第1種第一回 優先株式	18.50 第1種第一回 優先株式
					第2種第一回 優先株式	0.259 第2種第一回 優先株式
					第3種第一回 優先株式	0.259 第3種第一回 優先株式
						0.259
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.38	8.88	9.92	7.57	9.62
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	9,764 [5,560]	8,044 [5,754]	7,644 [6,711]	8,481 [5,537]	7,709 [5,946]
信託財産額	百万円	1,565,369	1,600,942	1,433,760	1,738,749	1,534,845
信託勘定貸出金残高	百万円	287,447	218,564	190,963	235,055	205,527
信託勘定有価証券残高	百万円	126,724	50,973	0	102,500	50,973

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2 第4期中の1株当たり中間配当額(中間配当基準日:平成17年12月31日)については、予定額を記載しております。  
なお、確定額は平成18年1月以降の取締役会にて決議の予定であります。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間におきまして、子会社のグループ共通のプラットフォームとしての位置付けを明確にするため、前連結会計年度まで当社の子会社でありましたりそな総合研究所株式会社、りそなカード株式会社、りそなキャピタル株式会社など合計7社を当社の親会社である株式会社りそなホールディングスの直接子会社といたしました。

## 3 【関係会社の状況】

(1) 当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次の通りであります。

りそな決済サービス株式会社、りそな債権回収株式会社、りそなカード株式会社、りそなキャピタル株式会社、りそな総合研究所株式会社、りそなビジネスサービス株式会社、りそな人事サポート株式会社

上記7社は、平成17年9月に当社の親会社である株式会社りそなホールディングスへ株式を売却したことにより、当社の関係会社に該当しないこととなりました。

(2) 当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	英国領西インド諸島グランドケイマン	千米ドル 1,170,500	ファイナンス	100.0	1				

(注) 上記関係会社は、特定子会社に該当します。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	8,043 [6,790]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員7,387人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
3 当中間連結会計期間の従業員数の減少は、一部の子会社について、株式会社りそなホールディングスの直接子会社としたこと等によるものです。

##### (2) 当社の従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	7,644 [6,711]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、受入出向者及び海外の現地採用者を含み、出向者、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。  
なお、嘱託及び臨時従業員は7,304人であります。また、取締役を兼務しない執行役員26名も含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
3 当社の従業員組合は、りそな銀行従業員組合と称し、組合員数は7,367人(出向者を含む)であります。労使間において特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (金融経済環境)

当中間連結会計期間の世界経済は、IT関連分野の在庫調整の進展により一時的に成長ペースが鈍化しましたが、概ね前連結会計年度からの景気回復の流れを維持し、堅調に推移しました。米国では、インフレ懸念から企業の生産活動が慎重となりましたが、住宅市場が好調であったこともあり、個人消費や設備投資が底固い動きとなりました。アジアでは、中国が景気過熱抑制策をとりましたが、影響は限定的で高い成長を維持しました。

わが国経済は、内需主導で緩やかな景気回復が続きました。企業収益は、原油・商品市況高により交易条件が悪化したものの、売上高の増加により、増益基調が継続しました。また、これまでのリストラの効果により、過剰設備、過剰雇用の問題がほぼ解消し、企業は、設備投資、雇用に積極的となりました。雇用者所得の改善傾向も鮮明となったことで、消費マインドは改善し、個人消費は底固く推移しました。国内企業物価は原油価格高騰の影響を受けて上昇傾向を辿りましたが、消費者物価は下落基調が続いたものの、米価や公共料金等の特殊要因を除けばほぼ横ばいで推移しました。

金融資本市場に目を転じると、短期金利は引き続き小幅な動きに終始しました。長期金利(新発10年国債市場利回り)は、景気回復への期待感が強まるなか、量的金融緩和解除観測の高まりを受けて上昇に転じ、1.5%台をうかがう展開となりました。株式市場は、景気回復やデフレ脱却への期待に内外投資家の買いが集まったことから、ほぼ一本調子で上昇し、日経平均株価は4年ぶりの水準を回復しました。円の対ドルレートは、人民元に対する思惑で円高が進む場面も見られましたが、米国での利上げが継続したことから、総じて円安基調が続きました。

#### (経営方針)

このような金融経済環境のもと、当社は、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく「リストラから営業力強化へ」の計画コンセプトの下、「地域を軸とした運営体制の強化」「サービス業への更なる進化」「システム統合による基盤整備」の3つの改革に重点的に取り組んでおります。

「地域を軸とした運営体制の強化」につきましては、「地域」を軸とした新しい運営体制を構築していくために、すでに開始しております「地域運営」を組織運営上の基本活動と位置づけることで、お客さまとの接点を最重視した運営をしております。また、グループ企業価値の更なる向上を図るべく、グループガバナンスの強化およびグループ連結経営の実効性向上に向けたりそなホールディングスの体制整備の一環として、当社は委員会等設置会社から監査役設置会社に変更し、グループの基本的な組織形態等の整合性を確保しました。また、当社とりそなホールディングスの役割・機能の明確化、兼務体制の見直し等を行いました。

「サービス業への更なる進化」につきましては、即応力とソリューション力の両立によるサービス品質向上をテーマとしたCS推進活動を実施しております。また、営業店を事務の場からセールスの場にシフトするため、営業店事務、融資事務、チャネルなどの改革を推進すると同時に、ローコスト・オペレーションに向けた改革にも注力しております。

「システム統合による基盤整備」につきましては、りそな銀行における平成17年度最大の課題の一つとして全力を挙げて取り組んでまいりました。平成17年5月からの段階的移行実施を経て、平成17年9月にシステムの統合を無事完了しました。全店で統一の商品・サービス提供によるお客さまの利便性の向上や、システムの二重開発等がなくなり新商品開発が迅速化することによる競争力の向上を実現してまいります。

#### (業績)

当社グループは、集中再生期間における諸改革の着実な進展を踏まえ、更なる収益力強化を図るべく、「リストラから営業力強化へ」の計画コンセプトの下、様々な施策に取り組んでまいりました。当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は、これらに伴い、以下のとおりとなりました。

総資産は31兆3,509億円と前連結会計年度末比2,735億円減少いたしました。

運用面では、有価証券は前連結会計年度末比8,316億円増加して5兆9,365億円に、コールローン及び買入手形は前連結会計年度末比2,456億円増加して8,658億円となった一方で、貸出金は前連結会計年度末比2,835億円減少して17兆3,976億円に、現金預け金は前連結会計年度末比1兆1,206億円減少して1兆5,018億円となっております。

調達面につきましては、預金は前連結会計年度末比4,268億円減少して19兆3,798億円に、コールマネー及び売渡手形は前連結会計年度末比3,391億円減少して2兆6,437億円になったほか、借入金も前連結会計年度末比1,862億円減少して1,653億円となりましたが、譲渡性預金は6,640億円増加して1兆6,110億円に、社債は1,564億円増加して6,434億円となりました。なお、定期預金は前連結会計年度末比349億円増加し、6兆9,079億円となっております。

資本勘定は、株式相場が堅調に推移したことなどに伴うその他有価証券評価差額金の増加などがありましたが、配当金の支払により利益剰余金が減少したことなどにより、前連結会計年度末比131億円減少し、1兆831億円となりました。なお、1株当たり純資産額は45円56銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益は前中間連結会計期間比232億円減少し、3,763億円となりました。内訳をみますと、貸出金利息の減少を主因として資金運用収益が前中間連結会計期間比122億円減少して2,038億円となりましたものの、フィービジネス等に対する取組みが順調に成果をあげており、役員取引等収益は前中間連結会計期間比55億円増加して739億円となっております。また、その他経常収益が前中間連結会計期間比145億円減少して621億円となっておりますが、これは、価格変動リスクの圧縮のための保有株式の売却が一段落したこと、株式等売却益が減少したことなどによるものであります。

経常費用は、前中間連結会計期間比341億円増加し、2,395億円となりました。内訳をみますと、資金調達費用が前中間連結会計期間比12億円増加して242億円となった一方で、営業経費につきましては、より一層の削減努力を積み重ねてまいりました結果、前中間連結会計期間比49億円減少し、1,258億円となっております。また、その他経常費用が前中間連結会計期間比409億円増加して644億円となっておりますが、これは、前中間連結会計期間において特別利益に貸倒引当金戻入益を91億円計上して对您ましたのに対し、当中間連結会計期間におきましては、その他経常費用として貸倒引当金繰入額を312億円計上したことなどによるものであります。なお一方で、当中間連結会計期間におきましては、特別利益に償却債権取立益206億円を計上してあります。また特別損失は、前中間連結会計期間では年金制度改定に伴う損失など445億円を計上したのに対し、当中間連結会計期間は24億円となりました。

以上の結果、連結経常利益は前中間連結会計期間比574億円減少し、1,367億円に、連結中間純利益は前中間連結会計期間比269億円減少し、1,361億円となりました。また、1株当たり中間純利益は4円10銭となっております。

なお、連結自己資本比率(国内基準)は、9.15%となりました。

(平成18年3月期中間配当の限度額について)

中間配当の限度額は、商法等により、前期末の純資産より、資本・法定準備金、利益準備金の積立額、前期の期末配当、前期末において時価を付したことにより増加した純資産、前期末後に取得・買受けをした自己の株式の額等、及び土地再評価差額金を控除するほか、一定のものを加算して計算することと定められております(商法第293条ノ5、他)が、当社の平成18年3月期の中間配当の限度額は1,435億円であります。

(参考)平成17年3月期期末配当の限度額は3,207億円

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比1,952億円支出が増加して、3,795億円の支出となりました。内訳といたしましては、貸出金、預金及び譲渡性預金の増減により合わせて約4,800億円の収入がありました一方で、預け金やコールローン等市場性資金の変動により約7,000億円の支出となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得などにより、前中間連結会計期間比2,971億円支出が増加して、7,665億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行や、優先出資証券による資金調達を行った一方で、配当金の支払や劣後特約付借入金の返済などの支出が増加したことにより、前中間連結会計期間比104億円収入が減少して、105億円の収入となりました。これらの結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前連結会計年度末比1兆1,354億円減少して1兆2,074億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,718億円、海外は77億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ)では、1,795億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ39億円、2億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ556億円、254億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	199,134	7,844	13,944	193,034
	当中間連結会計期間	171,837	7,719	6	179,563
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	229,036	11,309	24,274	216,070
	当中間連結会計期間	202,813	10,636	9,608	203,841
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	29,901	3,464	10,329	23,036
	当中間連結会計期間	30,975	2,917	9,615	24,277
信託報酬	前中間連結会計期間	3,013			3,013
	当中間連結会計期間	3,908			3,908
役務取引等収支	前中間連結会計期間	50,627	142		50,770
	当中間連結会計期間	55,532	136		55,669
うち役務取引等 収益	前中間連結会計期間	68,189	171		68,361
	当中間連結会計期間	73,777	172		73,949
うち役務取引等 費用	前中間連結会計期間	17,562	29		17,591
	当中間連結会計期間	18,244	35		18,280
特定取引収支	前中間連結会計期間	7,816			7,816
	当中間連結会計期間	283			283
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	7,821			7,821
	当中間連結会計期間	377			377
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	4			4
	当中間連結会計期間	94			94
その他業務収支	前中間連結会計期間	16,969	174		17,144
	当中間連結会計期間	25,308	188		25,496
うちその他業務 収益	前中間連結会計期間	27,449	174		27,624
	当中間連結会計期間	31,874	188		32,063
うちその他業務 費用	前中間連結会計期間	10,479			10,479
	当中間連結会計期間	6,565			6,566

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に24兆2,348億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は23兆6,884億円、海外は5,463億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に25兆8,174億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は25兆5,990億円、海外は2,184億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.70%、海外は3.88%、合計では1.71%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内は0.24%、海外は2.66%、合計では0.19%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	24,114,131	229,036	1.89
	当中間連結会計期間	23,688,444	202,813	1.70
うち貸出金	前中間連結会計期間	18,189,217	187,163	2.05
	当中間連結会計期間	17,201,074	167,097	1.93
うち有価証券	前中間連結会計期間	5,224,503	34,902	1.33
	当中間連結会計期間	5,479,511	23,825	0.86
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	303,130	156	0.10
	当中間連結会計期間	397,939	658	0.33
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,273	0	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	11,835	2	0.03
	当中間連結会計期間	7,862	1	0.04
うち預け金	前中間連結会計期間	232,640	1,274	1.09
	当中間連結会計期間	530,163	3,534	1.32
資金調達勘定	前中間連結会計期間	25,813,266	29,901	0.23
	当中間連結会計期間	25,599,025	30,975	0.24
うち預金	前中間連結会計期間	19,384,959	10,367	0.10
	当中間連結会計期間	18,846,050	9,328	0.09
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,171,381	206	0.03
	当中間連結会計期間	1,730,943	245	0.02
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	3,202,881	1,278	0.07
	当中間連結会計期間	2,983,438	1,642	0.10
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	454,008	14	0.00
	当中間連結会計期間	422,928	8	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	105,723	283	0.53
	当中間連結会計期間	127,717	128	0.20
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	653,029	8,286	2.53
	当中間連結会計期間	518,348	5,937	2.28

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	538,801	11,309	4.18
	当中間連結会計期間	546,397	10,636	3.88
うち貸出金	前中間連結会計期間	266,814	3,775	2.82
	当中間連結会計期間	217,600	3,342	3.06
うち有価証券	前中間連結会計期間	255,421	7,098	5.54
	当中間連結会計期間	321,639	7,030	4.36
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	7,286	262	7.17
	当中間連結会計期間	4,475	236	10.55
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	7,966	151	3.78
	当中間連結会計期間	1,167	9	1.66
資金調達勘定	前中間連結会計期間	269,818	3,464	2.56
	当中間連結会計期間	218,404	2,917	2.66
うち預金	前中間連結会計期間	16,736	129	1.53
	当中間連結会計期間	17,794	210	2.35
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	1,611	9	1.21
	当中間連結会計期間	1,211	7	1.26
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	15,603	190	2.42
	当中間連結会計期間	10,714	214	3.99

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ( )	合計	小計	相殺 消去額 ( )	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	24,652,932	509,205	24,143,727	240,345	24,274	216,070	1.78
	当中間連結会計期間	24,234,841	524,509	23,710,332	213,450	9,608	203,841	1.71
うち貸出金	前中間連結会計期間	18,456,031	245,557	18,210,473	190,939	3,215	187,723	2.05
	当中間連結会計期間	17,418,674	194,265	17,224,409	170,439	2,582	167,857	1.94
うち有価証券	前中間連結会計期間	5,479,925	260,906	5,219,018	42,000	21,038	20,962	0.80
	当中間連結会計期間	5,801,151	328,942	5,472,209	30,856	7,026	23,829	0.86
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	310,416	1,908	308,507	418		418	0.27
	当中間連結会計期間	402,414		402,414	895		895	0.44
うち買現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	1,273		1,273	0		0	0.00
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	11,835		11,835	2		2	0.03
	当中間連結会計期間	7,862		7,862	1		1	0.04
うち預け金	前中間連結会計期間	240,607	754	239,852	1,425	20	1,404	1.16
	当中間連結会計期間	531,331	1,302	530,028	3,543		3,543	1.33
資金調達勘定	前中間連結会計期間	26,083,085	505,151	25,577,934	33,366	10,329	23,036	0.17
	当中間連結会計期間	25,817,430	518,398	25,299,031	33,893	9,615	24,277	0.19
うち預金	前中間連結会計期間	19,401,695	1,146	19,400,549	10,496	20	10,475	0.10
	当中間連結会計期間	18,863,844	459	18,863,384	9,538		9,538	0.10
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,171,381		1,171,381	206		206	0.03
	当中間連結会計期間	1,730,943		1,730,943	245		245	0.02
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	3,204,493	1,908	3,202,584	1,288		1,288	0.08
	当中間連結会計期間	2,984,650	1,205	2,983,444	1,650	6	1,643	0.10
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	454,008		454,008	14		14	0.00
	当中間連結会計期間	422,928		422,928	8		8	0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	105,723		105,723	283		283	0.53
	当中間連結会計期間	127,717		127,717	128		128	0.20
うちコマース ・ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	668,633	246,658	421,975	8,476	2,362	6,113	2.88
	当中間連結会計期間	529,062	194,881	334,181	6,152	1,917	4,234	2.52

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益合計は739億円、役務取引等費用合計は182億円となり、役務取引等収支合計では556億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	68,189	171		68,361
	当中間連結会計期間	73,777	172		73,949
うち預金・ 貸出業務	前中間連結会計期間	10,017			10,017
	当中間連結会計期間	9,641	26		9,667
うち為替業務	前中間連結会計期間	13,769	132		13,902
	当中間連結会計期間	14,093	143		14,237
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	3,886			3,886
	当中間連結会計期間	5,703			5,703
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	8,271			8,271
	当中間連結会計期間	10,021			10,021
うち代理業務	前中間連結会計期間	2,503			2,503
	当中間連結会計期間	3,572			3,572
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	1,303			1,303
	当中間連結会計期間	1,323			1,323
うち保証業務	前中間連結会計期間	9,793			9,793
	当中間連結会計期間	10,602			10,602
役務取引等費用	前中間連結会計期間	17,562	29		17,591
	当中間連結会計期間	18,244	35		18,280
うち為替業務	前中間連結会計期間	3,329	25		3,355
	当中間連結会計期間	3,179	0		3,179

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は3億円、特定取引費用は94百万円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	7,821			7,821
	当中間連結会計期間	377			377
うち商品有価証券 収益	前中間連結会計期間	428			428
	当中間連結会計期間	178			178
うち特定取引 有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融 派生商品収益	前中間連結会計期間	7,365			7,365
	当中間連結会計期間				
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間	27			27
	当中間連結会計期間	198			198
特定取引費用	前中間連結会計期間	4			4
	当中間連結会計期間	94			94
うち商品有価証券 費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券費用	前中間連結会計期間	4			4
	当中間連結会計期間	45			45
うち特定金融 派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	48			48
うちその他の 特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は7,835億円、特定取引負債は470億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	618,917			618,917
	当中間連結会計期間	783,522			783,522
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	4,737			4,737
	当中間連結会計期間	8,838			8,838
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	1			1
	当中間連結会計期間	6			6
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	57,871			57,871
	当中間連結会計期間	71,243			71,243
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	556,307			556,307
	当中間連結会計期間	703,434			703,434
特定取引負債	前中間連結会計期間	32,433			32,433
	当中間連結会計期間	47,002			47,002
うち売付商品債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	4,714			4,714
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	17			17
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	32,433			32,433
	当中間連結会計期間	42,270			42,270
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 銀行業務の状況

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	19,506,052	16,585	2,007	19,520,631
	当中間連結会計期間	19,362,050	18,111	265	19,379,896
うち流動性預金	前中間連結会計期間	11,505,643	11,602	633	11,516,612
	当中間連結会計期間	11,855,323	10,052		11,865,375
うち定期性預金	前中間連結会計期間	7,270,243	4,846	1,373	7,273,716
	当中間連結会計期間	6,901,665	6,252		6,907,917
うちその他	前中間連結会計期間	730,165	136		730,302
	当中間連結会計期間	605,061	1,806	265	606,603
譲渡性預金	前中間連結会計期間	930,279			930,279
	当中間連結会計期間	1,611,040			1,611,040
総合計	前中間連結会計期間	20,436,332	16,585	2,007	20,450,911
	当中間連結会計期間	20,973,090	18,111	265	20,990,936

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別貸出金残高の状況  
(A) 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成16年9月30日		平成17年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	17,946,844	100.00	17,360,004	100.00
製造業	2,221,645	12.38	2,023,893	11.66
農業	14,287	0.08	10,445	0.06
林業	3,213	0.02	3,080	0.02
漁業	3,313	0.02	2,715	0.02
鉱業	22,409	0.12	21,783	0.12
建設業	681,739	3.80	589,054	3.39
電気・ガス・熱供給・水道業	66,768	0.37	62,619	0.36
情報通信業	273,970	1.53	276,874	1.59
運輸業	614,472	3.42	512,605	2.95
卸売・小売業	2,339,548	13.04	2,162,803	12.46
金融・保険業	1,047,036	5.83	1,036,312	5.97
不動産業	2,112,646	11.77	1,729,895	9.96
各種サービス業	1,869,746	10.42	1,803,015	10.39
地方公共団体	294,509	1.64	280,523	1.62
その他	6,381,542	35.56	6,844,388	39.43
海外および特別国際金融取引勘定分	42,270	100.00	37,655	100.00
政府等	5,744	13.59	3,889	10.33
金融機関	1,110	2.63	2,310	6.14
その他	35,415	83.78	31,455	83.53
合計	17,989,115		17,397,659	

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。「海外」とは、海外連結子会社であります。

## (B) 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成16年9月30日	インドネシア	40,721
	アルジェリア	12
	アルゼンチン	7
	エクアドル	1
	ロシア連邦	0
	合計	40,743
	(資産の総額に対する割合：(%))	(0.13)
平成17年9月30日	インドネシア	38,453
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	ロシア連邦	0
	合計	38,462
	(資産の総額に対する割合：(%))	(0.12)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国营企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

国内・海外別有価証券の状況  
有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	3,882,801			3,882,801
	当中間連結会計期間	3,286,841			3,286,841
地方債	前中間連結会計期間	123,280			123,280
	当中間連結会計期間	160,481			160,481
社債	前中間連結会計期間	743,813			743,813
	当中間連結会計期間	996,071			996,071
短期社債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
株式	前中間連結会計期間	871,757			871,757
	当中間連結会計期間	691,367			691,367
その他の証券	前中間連結会計期間	324,545	61	12,646	311,959
	当中間連結会計期間	809,986	54	8,290	801,751
合計	前中間連結会計期間	5,946,198	61	12,646	5,933,612
	当中間連結会計期間	5,944,747	54	8,290	5,936,512

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。  
3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(6) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産

区分	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	218,564	13.65	190,963	13.32
有価証券	50,973	3.18	0	0.00
信託受益権	3,016	0.19	1,908	0.13
受託有価証券	28	0.00	28	0.00
金銭債権	526,854	32.91	421,959	29.43
動産不動産	329,850	20.60	369,333	25.76
土地の賃借権	1,857	0.12	4,030	0.28
その他債権	9,956	0.62	9,111	0.64
銀行勘定貸	434,932	27.17	411,602	28.71
現金預け金	24,906	1.56	24,822	1.73
合計	1,600,942	100.00	1,433,760	100.00

負債

区分	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	678,967	42.41	583,952	40.73
財産形成給付信託	1,940	0.12	1,944	0.14
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	28	0.00	28	0.00
金銭債権の信託	545,396	34.07	444,891	31.03
土地及びその定着物の信託	201,403	12.58	168,253	11.73
土地の賃借権の信託	4,949	0.31	4,962	0.35
包括信託	168,256	10.51	229,727	16.02
合計	1,600,942	100.00	1,433,760	100.00

(注) 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 74,888百万円

当中間連結会計期間末 75,822百万円

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	3,200	1.46	823	0.43
農業	1,450	0.66		
林業				
漁業				
鉱業				
建設業	2,455	1.12	820	0.43
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業	60	0.03	20	0.01
運輸業	249	0.11	501	0.26
卸売・小売業	5,613	2.57	2,462	1.29
金融・保険業	41,066	18.79	38,632	20.23
不動産業	33,172	15.18	9,083	4.76
各種サービス業	8,870	4.06	2,477	1.30
地方公共団体				
その他	122,429	56.02	136,145	71.29
合計	218,564	100.00	190,963	100.00

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況  
金銭信託

区分	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	213,451	39.21	187,534	35.38
有価証券	30,973	5.69		
その他	299,913	55.10	342,564	64.62
資産計	544,337	100.00	530,098	100.00
元本	543,913	99.92	529,290	99.85
債権償却準備金	646	0.12	567	0.11
その他	221	0.04	241	0.04
負債計	544,337	100.00	530,098	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を控除して計上しております。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金213,451百万円のうち、破綻先債権額は425百万円、延滞債権額は4,233百万円、3ヵ月以上延滞債権額は419百万円、貸出条件緩和債権額は6,418百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は11,496百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金187,534百万円のうち、破綻先債権額は27百万円、延滞債権額は3,017百万円、3ヵ月以上延滞債権額は339百万円、貸出条件緩和債権額は21,736百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は25,119百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸付有価証券、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成16年9月30日	平成17年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	14	9
危険債権	32	21
要管理債権	68	220
正常債権	2,019	1,624

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

### 1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	249,318	227,878	21,440
うち信託報酬	3,013	3,908	895
うち信託勘定不良債権処理損失	831	59	891
貸出金償却	831		831
その他の債権売却損等	0	59	59
経費(除く臨時処理分)	106,039	106,100	60
人件費	30,356	31,096	739
物件費	69,679	69,079	600
税金	6,003	5,924	78
一般貸倒引当金繰入額		9,254	9,254
業務純益	143,278	112,523	30,755
信託勘定償却前業務純益	144,110	112,464	31,646
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	144,110	121,718	22,392
うち債券関係損益	7,134	7,420	286
臨時損益	29,245	9,722	19,523
株式関係損益	27,749	28,586	837
銀行勘定不良債権処理損失	3,318	21,322	18,003
貸出金償却	1,474	6,709	5,234
個別貸倒引当金繰入額		16,483	16,483
債権放棄損	2,901		2,901
特定債務者支援引当金繰入額	1,130		1,130
特定海外債権引当勘定繰入額		31	31
その他の債権売却損等	2,187	1,838	348
その他臨時損益	4,815	2,457	2,357
経常利益	172,524	122,245	50,278
特別損益	20,903	18,266	39,170
うち動産不動産処分損益	1,863	1,714	3,577
うち与信費用戻入額	19,343	20,623	1,279
うち事業再構築引当金戻入益	867	70	797
うち年金制度改定により受給者の一部が 加算年金部分を精算したことに伴う損失	42,776		42,776
税引前中間純利益	151,620	140,512	11,108
法人税、住民税及び事業税	255	2,566	2,821
法人税等調整額	5,876	7,440	13,316
中間純利益	157,241	135,638	21,603
与信関連費用総額	15,193	9,893	25,086

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 信託報酬 + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支  
 2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額  
 3 信託勘定償却前業務純益 = 業務純益 + 信託勘定不良債権処理損失  
 4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。  
 5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。  
 6 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却  
 7 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金繰入額  
 8 与信関連費用総額 = 信託勘定不良債権処理損失 + 一般貸倒引当金繰入額 + 銀行勘定不良債権処理損失 - 与信費用戻入額

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.72	1.59	0.12
(イ)貸出金利回	2.00	1.88	0.12
(ロ)有価証券利回	0.69	0.74	0.05
(2) 資金調達原価	0.91	0.90	0.01
(イ)預金等利回	0.08	0.06	0.02
(ロ)外部負債利回	0.34	0.28	0.06
(3) 総資金利鞘	-	0.80	0.11

- (注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。  
 2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金  
 3 従来の資金調達利回、資金粗利鞘にかえて、それぞれ資金調達原価、総資金利鞘を記載しております。

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)			
業務純益ベース			
中間純利益ベース			

- (注) ROE =  $\frac{\text{普通株式に係る業務純益(又は中間純利益)} \times 365 \div 183}{\{( \text{期首株主資本} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額} ) + ( \text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額} )} \div 2}$

#### 4 預金・貸出金の状況(単体)

##### (1) 銀行勘定

##### 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	19,548,501	19,366,784	181,716
預金(平残)	19,434,439	18,890,561	543,878
貸出金(未残)	17,883,738	17,346,797	536,941
貸出金(平残)	18,103,816	17,094,215	1,009,600

##### 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	10,363,561	10,514,344	150,783
法人その他	9,171,144	8,848,964	322,180
合計	19,534,706	19,363,309	171,397

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

##### 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	6,105,463	6,394,387	288,924
うち住宅ローン残高	5,857,385	6,179,361	321,975
うちその他ローン残高	248,077	215,026	33,051

## 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	13,957,911	13,631,307	326,604
総貸出金残高	百万円	17,863,761	17,335,191	528,570
中小企業等貸出金比率	/ %	78.13	78.63	0.49
中小企業等貸出先件数	件	652,498	642,270	10,228
総貸出先件数	件	654,761	644,533	10,228
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.65	99.64	0.00

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

### (2) 信託勘定

#### 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	末残	543,913	529,290	14,622
	平残	558,306	501,259	57,047
貸出金	末残	213,451	187,534	25,916
	平残	221,996	195,032	26,963

#### 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	287,509	258,537	28,972
法人その他	256,403	270,753	14,349
合計	543,913	529,290	14,622

### 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	163,118	135,611	27,507
うち住宅ローン残高	139,411	115,971	23,439
うちその他ローン残高	23,707	19,639	4,067

### 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	175,852	150,967	24,885
総貸出金残高	百万円	218,564	190,963	27,601
中小企業等貸出金比率	/ %	80.45	79.05	1.40
中小企業等貸出先件数	件	10,402	9,071	1,331
総貸出先件数	件	10,464	9,127	1,337
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.40	99.38	0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

### 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	58	410	139	1,542
信用状	4,300	35,873	3,852	35,580
保証	78,759	1,198,820	72,960	1,149,388
計	83,117	1,235,103	76,951	1,186,512

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	279,928	279,928
	うち非累積的永久優先株 (注1)		
	新株式払込金		
	資本剰余金	404,408	404,408
	利益剰余金	95,980	130,094
	連結子会社の少数株主持分	263,323	135,435
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	( 1 ) 249,200	( 2 ) 130,180
	その他有価証券の評価差損( )		
	自己株式払込金		
	自己株式( )		
	為替換算調整勘定	2,311	2,244
	営業権相当額( )		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )		
	連結調整勘定相当額( )		49
	計 (A)	1,041,330	947,573
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	70,600	130,180	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	49,726	48,258
	一般貸倒引当金	115,726	113,319
	負債性資本調達手段等	585,318	751,768
	うち永久劣後債務 (注3)	390,168	500,960
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	195,150	250,807
	計	750,771	913,346
	うち自己資本への算入額 (B)	750,771	913,346
控除項目	控除項目 (注5) (C)	260,467	200,504
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	1,531,634	1,660,416
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	15,980,149	15,601,152
	オフ・バランス取引項目	2,536,129	2,529,961
	計 (E)	18,516,279	18,131,113
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		8.27	9.15

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	279,928	279,928
	うち非累積的永久優先株 (注1)		
	新株式払込金		
	資本準備金	279,928	279,928
	その他資本剰余金	72,280	72,280
	利益準備金		
	任意積立金		
	中間未処分利益	128,196	174,597
	その他	( 1 ) 249,196	( 2 ) 130,225
	その他有価証券の評価差損( )		
	自己株式払込金		
	自己株式( )		
	営業権相当額( )		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )		
	計 (A)	1,009,529	936,960
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	70,600	130,180	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	49,726	48,258
	一般貸倒引当金	103,482	102,121
	負債性資本調達手段等	585,318	751,768
	うち永久劣後債務 (注3)	390,168	500,960
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	195,150	250,807
	計	738,528	902,149
	うち自己資本への算入額 (B)	738,528	902,149
控除項目	控除項目 (注5) (C)	277,383	217,383
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	1,470,674	1,621,726
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	15,694,951	15,534,838
	オフ・バランス取引項目	862,298	804,649
	計 (E)	16,557,249	16,339,488
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		8.88	9.92

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

( 1 )優先出資証券の概要(前中間連結会計期間末及び前中間会計期間末)

当社では、以下の「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」につき、平成17年11月18日に繰上償還を行いました。前中間連結会計期間末及び前中間会計期間末には、連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の「基本的項目」に計上していましたが、「主要行等向けの総合的な監督指針」に基づき、当中間連結会計期間末及び当中間会計期間末には計上していません。

発行体	Resona Preferred Capital (Cayman) 3 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 3 Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成24年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	681億5,000万円	718億8,000万円
払込日	平成14年9月27日	平成15年2月20日
配当率	平成25年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。	平成24年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。	同左
強制配当条項	ある会計年度について当社普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書 <sup>(注)1</sup> が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書 <sup>(注)2</sup> が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)	同左
優先株式配当制限	当社優先株式 <sup>(注)3</sup> への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。	同左
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 <sup>(注)4</sup> 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。	同左
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合	同左
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Resona Preferred Capital (Cayman) 6 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 6 Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	Series A 330億円 Series B 202億円	Series A 326億円 Series B 249億円
払込日	平成15年3月28日	平成15年3月28日
配当率	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。	同左
強制配当条項	ある会計年度について当社普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書 <sup>(注)1</sup> が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書 <sup>(注)2</sup> が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)	同左
優先株式配当制限	当社優先株式 <sup>(注)3</sup> への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。	同左
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 <sup>(注)4</sup> 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。	同左
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合	同左
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位	同左

(注) 1 損失吸収事由証明書

当社に財政危機または潜在的な財政危機に伴う一定の事由(損失吸収事由)が発生し継続している場合に当社が発行体に交付する証明書。(ただし、損失吸収事由が以下の の場合には、その交付は当社の裁量による。)損失吸収事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。

清算事由の発生(清算手続の開始、破産宣告、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出)

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始決定、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当社の債権者に送付された場合

監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

連結自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合

債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合

債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

2 配当可能利益制限証明書

当社のある会計年度の可処分配当可能利益が、当該会計年度中に到来する本優先出資証券の配当支払日における配当金総額を下回る場合に、当社が発行体に交付する当該会計年度の可処分配当可能利益を記載した証明書。

3 当社優先株式

当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

4 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある会計年度の直前の会計年度に係る当社の配当可能利益から、当該会計年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該会計年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したもの。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、および清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行なう。

( 2 )優先出資証券の概要(当中間連結会計期間末及び当中間会計期間末)

当社では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある会計年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その会計年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言 <sup>(注)1</sup> が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	当社優先株式 <sup>(注)2</sup> への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 <sup>(注)3</sup> 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	当社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由 <sup>(注)4</sup> が発生した場合 (2) 直近に終了した会計年度について当社が当社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位

(注) 1 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由:

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由:

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由:

債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合

債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言:

監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2 当社優先株式

当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある会計年度の直前の会計年度に係る当社の配当可能利益から、当該会計年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該会計年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものの。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び当社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行なう。

4 監督事由

当社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成16年9月30日	平成17年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	995	381
危険債権	4,798	2,446
要管理債権	3,996	2,735
正常債権	182,243	180,521

(参考) 銀行勘定・信託勘定合算

債権の区分	平成16年9月30日	平成17年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,009	390
危険債権	4,830	2,467
要管理債権	4,064	2,955
正常債権	184,262	182,145

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当社の企業価値最大化のためには、地域やお客さまとの信頼関係の再構築等を通じた収益力の強化が最重要課題であります。「リストラから営業力強化へ」の計画コンセプトの下、「地域を軸とした運営体制の強化」「サービス業への更なる進化」「システム統合による基盤整備」の3つの改革をさらに推し進めてまいります。

「地域を軸とした運営体制の強化」につきましては、平成18年4月より現行の30地域での「地域運営」を、お客さまの利便性や動線を意識した地域に集約（9地域・3営業本部）することにより、お客さまとの接点を最重視した運営をより一層徹底してまいります。また、奈良地域での存在感を高めるため、平成18年1月に当社と奈良銀行が合併いたします。現在、合併作業を着実に進めており、完遂に向けて引き続き全力で臨んでまいります。

「サービス業への更なる進化」につきましては、役員及び従業員の意識の改革、金融ディストリビューター（金融流通業）への転身、アクセスポイント（お客さまとの接点）の改革に引き続き取り組むとともに、「ホスピタリティ」の精神の浸透を徹底させてまいります。また、事務コストの削減と店頭セールス強化を目的に、新事務処理方式を導入した次世代営業店の拡大や、営業店のバックオフィス業務を削減させるセンター改革、その他事務プロセス改革や融資業務革新に取り組んでまいります。

「システム統合による基盤整備」につきましては、平成17年9月にシステム統合が無事に完了したことを受けて、システムコストの削減や、全店で事務を統一化することによる営業店事務の抜本的な効率化、管理会計の再構築を通じた経営管理の強化等の実現に向けて取り組んでまいります。

平成17年度は、平成16年11月に公表いたしました経営健全化計画の実質的な初年度にあたり、様々な施策を実行に移し、軌道に乗せていく大変重要な期間であります。当社はこれからも変革に挑戦してまいります。地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にする方針につきましては、これまで以上に徹底してまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

(当社と株式会社奈良銀行との合併契約について)

平成17年7月26日、当社および株式会社奈良銀行は、平成18年1月1日を合併期日とした合併契約を締結いたしました。当該契約は、平成17年8月26日開催の両社の臨時株主総会において、それぞれ承認決議されました。

その主な内容は次の通りです。

##### 合併の目的

本合併は、りそなグループの奈良地域における金融サービスの質、量、および利便性を向上させることを目的としております。奈良地域における営業力を一層強化し、地域のお客様にご提供するサービスレベルを向上させることで、地域のお客様に、より身近で、存在感のある銀行を創りあげてまいります。

##### 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式

なお、本合併においては、産業活力再生特別措置法第12条の9の規定に基づき、合併に際して新株の発行を行わず、それに代えて6,340百万円の金銭を交付することと致します。

##### 合併期日

平成18年1月1日

##### 会社財産の引継

株式会社奈良銀行は、平成17年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日前日までの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を合併期日において当社に引継ぎます。

##### 従業員の承継

当社は、株式会社奈良銀行の全従業員を合併期日において株式会社りそな銀行の従業員として引継ぐものとし、合併後は当社の人事制度に統合します。

合併当事会社の概要(平成17年3月末現在)

	株式会社りそな銀行	株式会社奈良銀行
設立年月	大正7年5月	昭和28年3月
本店所在地	大阪市中央区	奈良市
資本金	279,928百万円	5,862百万円
株主(持株比率)	りそなホールディングス(100%)	りそなホールディングス(100%)
代表者	社長 野村正朗	社長 上林義則
従業員数	7,709名	227名
有人店舗数	340店	16店
預金・貸出金 (銀行勘定)	預金 19兆8,323億円 貸出金 17兆5,518億円	預金 1,620億円 貸出金 1,426億円

合併後の状況

商号 : 株式会社りそな銀行  
 本店所在地 : 大阪市中央区備後町2丁目2番1号  
 代表者 : 代表取締役社長 野村正朗  
 資本金 : 279,928百万円(資本金は増加いたしません)  
 総資産 : 28,494,416百万円(平成17年3月31日における両社の総資産の単純合算)  
 株式会社奈良銀行の資産・負債の状況(平成17年3月31日)

科目	金額 (億円)	科目	金額 (億円)
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	62	預金	1,620
買入金銭債権	13	コールマネー	80
有価証券	273	その他負債	9
貸出金	1,426	退職給付引当金	6
その他資産	5	繰延税金負債	0
動産不動産	30	再評価に係る繰延税金負債	7
支払承諾見返	44	支払承諾	44
貸倒引当金	22	負債の部合計	1,768
		(資本の部)	
		資本金	58
		利益剰余金	3
		当期未処理損失	3
		当期純利益	4
		土地再評価差額金	9
		株式等評価差額金	0
		資本の部合計	65
資産の部合計	1,833	負債及び資本の部合計	1,833

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当社		祖師谷支店	東京都世田谷区	新築	店舗	429	651	平成17年5月

当中間連結会計期間中に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
						面積(㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当社		宇都宮支店他 6箇所	栃木県他	売却 廃止・ 返還	店舗	1,252	1,439	453		1,893	

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当社		宇都宮支店 他4箇所	栃木県 宇都宮市他	新築	店舗	1,649	4	自己資金	平成17年10月～ 平成18年5月	平成17年12月～ 平成19年3月
		東京本部	東京都 千代田区	新設更新	端末機器他	243		自己資金	平成18年1月	平成18年12月

また、当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の閉鎖、売却等の計画は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	予定年月
当社		本店他	大阪府中央区他	除却	端末機器他	平成18年3月

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種 類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	405,000,000,000
甲種優先株式	5,970,000
乙種優先株式	680,000,000
丁種優先株式	146,000
戊種優先株式	240,000,000
己種優先株式	80,000,000
第1種優先株式	12,500,000,000
第2種優先株式	12,808,217,550
第3種優先株式	12,500,000,000
計	443,814,333,550

- (注) 1 「普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。
- 2 丁種優先株式につきましては、定款記載の「発行する株式の総数」は、146,000株となっておりますが、当中間会計期間の末日までに、1,000株が普通株式に転換されております。

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月26日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	30,819,735,580	同左		議決権あり
甲種第一回優先株式	5,970,000	同左		(注) 2
乙種第一回優先株式	680,000,000	同左		(注) 3
丁種第一回優先株式	145,000	同左		(注) 4
戊種第一回優先株式	240,000,000	同左		(注) 5
己種第一回優先株式	80,000,000	同左		(注) 6
第1種第一回優先株式	12,500,000,000	同左		議決権あり(注) 7
第2種第一回優先株式	12,808,217,550	同左		議決権あり(注) 8
第3種第一回優先株式	12,500,000,000	同左		議決権あり(注) 9
計	69,634,068,130	同左		

(注) 1 「提出日現在の発行株式数」には、平成17年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の普通株式への転換により発行された株式数は含まれておりません。

2 甲種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 甲種優先配当金

甲種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の甲種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり甲種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において甲種優先中間配当金を支払ったときは、当該甲種優先中間配当金を控除した額とする。

甲種第一回優先株式の発行価格(1,000円)に、それぞれの営業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とする。

a 平成17年3月31日までの各営業年度については、年率2.475%

b 平成17年4月1日以降は、平成17年6月25日及び、以降、5年ごとの6月25日に(5年円円スワップ・レート+1.0%)×0.6という算式により計算される年率とする。

非累積条項

ある営業年度において甲種優先株主に対して支払う利益配当金の額が甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

甲種優先株主に対しては、甲種優先配当金を超えて配当は行わない。

甲種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の甲種優先株主に対し、普通株主に先立ち、甲種優先中間配当金を支払う。甲種優先株式1株当たりの甲種優先中間配当金の額は、甲種優先配当金の2分の1とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、甲種優先株主に対し普通株主に先立ち、甲種優先株式1株につき1,000円を支払う。甲種優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成10年7月26日から平成37年7月25日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換比率

甲種優先株式1株につき、発行する普通株式数は、4,000株とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成11年7月26日以降平成36年7月26日まで毎年7月26日(以下「修正日」という)に、下記の算式により計算される転換比率に修正される。

修正後転換比率が0.2未満となる場合は0.2とし、4.0を超える場合は4.0とする。

下記算式で使用する時価に基づく価額は、各修正日に先立つ50取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。

(a) 平成11年7月26日以降、平成16年7月26日までの各修正日

$$\text{修正後転換比率} = \frac{1,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

(b) 平成17年7月26日以降、平成36年7月26日までの各修正日

$$\text{修正後転換比率} = \frac{1,000\text{円}}{\text{時価に基づく価額}}$$

#### 転換比率の調整

今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換比率を調整する。

#### (5) 普通株式への一斉転換

平成37年7月25日までに転換請求のなかった甲種優先株式は、平成37年7月26日をもって、所定の算式により得られる数の普通株式に一斉転換される。

#### (6) 議決権条項

甲種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

#### (7) 新株予約権等

甲種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。甲種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

### 3 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 乙種優先配当金

##### 乙種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金を控除した額とする。

乙種第一回優先株式配当金の額は乙種優先株式1株につき6円36銭とする。

##### 非累積条項

ある営業年度において乙種優先株主に対して支払う利益配当金の額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金を超えて配当は行わない。

##### 乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先中間配当金を支払う。乙種優先株式1株当たりの乙種優先中間配当金の額は、乙種優先配当金の2分の1を上限とする。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記600円のほか、残余財産の分配は行わない。

#### (3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

#### (4) 普通株式への転換

##### 転換を請求し得べき期間

平成11年6月30日から平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### 転換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は、2.857株とする。

##### 転換比率の修正

転換比率は、平成12年6月30日以降平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下「修正日」という)に、下記の算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{600\text{円}}{\text{時価に基づく価額} \times 1.020}$$

修正後転換比率が、3.429を超える場合は3.429とする。

上記算式で使用する時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。

#### 転換比率の調整

今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換比率を調整する。

#### (5) 普通株式への一斉転換

平成21年3月31日までに転換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、所定の算式により得られる数の普通株式に一斉転換される。

#### (6) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

#### (7) 新株予約権等

乙種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。乙種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

#### 4 丁種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

##### (1) 丁種優先配当金

###### 丁種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年10円の優先配当金を支払う。

ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

###### 非累積条項

ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

###### 非参加条項

丁種優先株主に対しては、丁種優先配当金を超えて配当は行わない。

###### 丁種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先中間配当を支払う。丁種優先株式1株当たりの丁種優先中間配当金の額は、丁種優先配当金の2分の1を上限とする。

##### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丁種優先株主に対し普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき2,000円を支払う。

丁種優先株主に対しては上記2,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

##### (3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

##### (4) 普通株式への転換

###### 転換を請求し得べき期間

平成15年3月1日より平成19年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

###### 転換価額

丁種優先株式は157円10銭の転換価額で普通株式に転換することができる。

###### 転換価額の修正

転換価額は平成15年10月1日以降平成18年10月1日まで毎年10月1日(以下、転換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。

時価に基づく価額とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後転換価額が修正前転換価額を上回る場合は、修正前転換価額をもって修正後転換価額とし、また、修正後転換価額が157円10銭を下回る場合は、157円10銭とする。

###### 転換価額の調整

今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

- (5) 普通株式への一斉転換  
平成19年7月31日までに転換請求のなかった丁種優先株式は平成19年8月1日をもって、所定の算式により得られる普通株式に一斉転換される。
- (6) 議決権条項  
丁種優先株主は株主総会において議決権を有しない。
- (7) 新株予約権等  
丁種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。丁種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- 5 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 戊種優先配当金  
戊種優先配当金  
毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円38銭の優先配当金を支払う。  
ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。  
非累積条項  
ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。  
非参加条項  
戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金を超えて配当は行わない。  
戊種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先中間配当を支払う。戊種優先株式1株当たりの戊種優先中間配当金の額は、戊種優先配当金の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250円を支払う。  
戊種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への転換  
転換を請求し得べき期間  
平成15年3月1日より平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。  
転換価額  
戊種優先株式は205円70銭の転換価額で普通株式に転換することができる。  
転換価額の修正  
また、転換価額は平成15年7月1日以降平成21年7月1日まで毎年7月1日(以下、転換価額各修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。  
時価に基づく価額とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後転換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。  
転換価額の調整  
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、転換価額を調整する。
- (5) 普通株式への一斉転換  
平成21年11月30日までに転換請求のなかった戊種優先株式は平成21年12月1日をもって、所定の算式により得られる普通株式に一斉転換される。

- (6) 議決権条項  
戊種優先株主は株主総会において議決権を有しない。
- (7) 新株予約権等  
戊種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。戊種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- 6 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金  
己種優先配当金  
毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年18円50銭の優先配当金を支払う。  
ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。  
非累積条項  
ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。  
非参加条項  
己種優先株主に対しては、己種優先配当金を超えて配当は行わない。  
己種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先中間配当を支払う。己種優先株式1株当たりの己種優先中間配当金の額は、己種優先配当金の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。  
己種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への転換  
転換を請求し得べき期間  
平成15年7月1日より平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。  
転換価額  
己種優先株式は205円70銭の転換価額で普通株式に転換することができる。  
転換価額の修正  
転換価額は平成15年7月1日以降平成26年7月1日まで毎年7月1日(以下、転換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。  
時価に基づく価額とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後転換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。  
転換価額の調整  
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、転換価額を調整する。
- (5) 普通株式への一斉転換  
平成26年11月30日までに転換請求のなかった己種優先株式は平成26年12月1日をもって、所定の算式により得られる普通株式に一斉転換される。
- (6) 議決権条項  
己種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株予約権等

己種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。己種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

7 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

第1種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。

第1種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、20銭とする。平成16年4月1日以降は、第1種優先株式1株につき、その払込金相当額(44円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第1種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき44円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成18年7月1日(以下転換開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に基づく価額に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初転換価額が6円16銭(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額がかかる下限転換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

#### 転換価額の修正

当初転換価額は、平成18年8月1日以降毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

#### 転換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

#### (5) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

#### (6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

#### 8 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

##### (1) 第2種優先配当金

###### 第2種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金を控除した額とする。

第2種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、20銭とする。平成16年4月1日以降は、第2種優先株式1株につき、その払込金相当額(44円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円LIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

###### 非累積条項

ある営業年度において、第2種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

###### 非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

###### 第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき44円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成20年7月1日(以下転換開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に基づく価額に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初転換価額が4円40銭(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の修正

当初転換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

9 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第3種優先配当金

第3種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金を控除した額とする。

第3種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、20銭とする。平成16年4月1日以降は、第3種優先株式1株につき、その払込金相当額(44円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前

営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円LIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

#### 非累積条項

ある営業年度において、第3種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

#### 非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

#### 第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき44円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

#### (4) 普通株式への転換

##### 転換を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

##### 転換価額

当初転換価額は、平成22年7月1日(以下転換開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に基づく価額に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初転換価額が3円74銭(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、転換開始期日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

##### 転換価額の修正

当初転換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

##### 転換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

#### (5) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

#### (6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年9月30日(注)	11	69,634,068		279,928,508		279,928,508

(注) 丁種第一回優先株式の普通株式への転換

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	30,819,735	100.00
計		30,819,735	100.00

甲種第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	5,970	100.00
計		5,970	100.00

乙種第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	680,000	100.00
計		680,000	100.00

丁種第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	145	100.00
計		145	100.00

戊種第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	240,000	100.00
計		240,000	100.00

己種第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	80,000	100.00
計		80,000	100.00

第1種第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計		12,500,000	100.00

第2種第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,808,217	100.00
計		12,808,217	100.00

第3種第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計		12,500,000	100.00

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	甲種第一回優先株式 5,970,000 乙種第一回優先株式 680,000,000 丁種第一回優先株式 145,000 戊種第一回優先株式 240,000,000 己種第一回優先株式 80,000,000		各種類の株式の内容は「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,819,735,000 第1種第一回優先株式 12,500,000,000 第2種第一回優先株式 12,808,217,000 第3種第一回優先株式 12,500,000,000	普通株式 30,819,735 第1種第一回優先株式 12,500,000 第2種第一回優先株式 12,808,217 第3種第一回優先株式 12,500,000	各種類の株式の内容は「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
単元未満株式	普通株式 580 第2種第一回優先株式 550		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	69,634,068,130		
総株主の議決権		68,627,952	

## 【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
計					

## 2 【株価の推移】

当社の株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておられません。

### 3 【役員の状況】

#### (1) 新任役員

該当ありません。

#### (2) 退任役員

該当ありません。

#### (3) 役職の異動

該当ありません。

## 第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	1,631,487	5.22	1,501,810	4.79	2,622,411	8.29
コールローン及び買入手形		262,704	0.84	865,844	2.76	620,214	1.96
債券貸借取引支払保証金		303	0.00	9,748	0.03		
買入金銭債権		2,283	0.01	4,069	0.01	4,220	0.01
特定取引資産	8	618,917	1.98	783,522	2.50	691,997	2.19
金銭の信託		70,500	0.23				
有価証券	1, 2,8	5,933,612	19.00	5,936,512	18.94	5,104,894	16.14
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9	17,989,115	57.62	17,397,659	55.49	17,681,178	55.91
外国為替	7	81,188	0.26	78,097	0.25	67,660	0.22
その他資産	8	635,913	2.04	546,286	1.74	617,040	1.95
動産不動産	8, 11, 12, 13	356,840	1.14	339,487	1.08	346,957	1.10
繰延税金資産		33,634	0.11	3,536	0.01	35,823	0.11
連結調整勘定				69	0.00	83	0.00
支払承諾見返		4,262,028	13.65	4,376,099	13.96	4,350,969	13.76
貸倒引当金		639,492	2.05	477,732	1.52	504,785	1.60
投資損失引当金		16,600	0.05	14,084	0.04	14,231	0.04
資産の部合計		31,222,436	100.00	31,350,927	100.00	31,624,436	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
預金		19,520,631	62.52	19,379,896	61.82	19,806,790	62.63
譲渡性預金		930,279	2.98	1,611,040	5.14	946,950	2.99
コールマネー及び売渡手形	8	3,074,631	9.85	2,643,705	8.43	2,982,824	9.43
売現先勘定	8	320,990	1.03	248,997	0.80	345,291	1.09
債券貸借取引受入担保金	8	107,689	0.35				
特定取引負債		32,433	0.10	47,002	0.15	39,988	0.13
借入金	8, 14	356,553	1.14	165,322	0.53	351,586	1.11
外国為替		13,716	0.05	22,156	0.07	20,597	0.07
社債	15	394,968	1.27	643,404	2.05	486,999	1.54
信託勘定借		434,932	1.39	411,602	1.31	393,166	1.24
その他負債	8, 10	477,666	1.53	280,248	0.89	476,003	1.51
退職給付引当金		803	0.00	102	0.00	876	0.00
特定債務者支援引当金		1,130	0.00				
事業再構築引当金		631	0.00	196	0.00	266	0.00
店舗チャンネル改革引当金				2,932	0.01	2,932	0.01
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
繰延税金負債		162	0.00	780	0.00	2,231	0.01
再評価に係る繰延税金負債	11	44,886	0.14	44,845	0.14	45,535	0.14
連結調整勘定		148	0.00				
支払承諾		4,262,028	13.65	4,376,099	13.96	4,350,969	13.76
負債の部合計		29,974,285	96.00	29,878,332	95.30	30,253,008	95.66
<b>(少数株主持分)</b>							
少数株主持分		269,164	0.86	389,479	1.24	275,133	0.87
<b>(資本の部)</b>							
資本金		279,928	0.90	279,928	0.90	279,928	0.89
資本剰余金		404,408	1.30	404,408	1.29	404,408	1.28
利益剰余金		125,966	0.40	198,240	0.63	238,326	0.75
土地再評価差額金	11	65,617	0.21	62,397	0.20	63,406	0.20
その他有価証券評価差額金		105,376	0.34	140,384	0.45	112,556	0.36
為替換算調整勘定		2,311	0.01	2,244	0.01	2,331	0.01
資本の部合計		978,986	3.14	1,083,115	3.46	1,096,294	3.47
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		31,222,436	100.00	31,350,927	100.00	31,624,436	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		399,605	100.00	376,334	100.00	813,820	100.00
資金運用収益		216,070		203,841		423,607	
(うち貸出金利息)		(187,723)		(167,857)		(364,331)	
(うち有価証券利息配当金)		(20,962)		(23,829)		(41,807)	
信託報酬		3,013		3,908		7,297	
役務取引等収益		68,361		73,949		146,507	
特定取引収益		7,821		377		22,013	
その他業務収益		27,624		32,063		55,960	
その他経常収益	1	76,714		62,193		158,434	
経常費用		205,389	51.40	239,578	63.66	501,270	61.59
資金調達費用		23,036		24,277		46,811	
(うち預金利息)		(10,475)		(9,538)		(20,919)	
役務取引等費用		17,591		18,280		45,225	
特定取引費用		4		94		47	
その他業務費用		10,479		6,566		17,920	
営業経費		130,800		125,897		266,478	
その他経常費用	2	23,476		64,463		124,787	
経常利益		194,215	48.60	136,755	36.34	312,550	38.41
特別利益	3	13,344	3.34	20,879	5.55	46,090	5.66
特別損失	4	44,575	11.15	2,491	0.66	51,836	6.37
税金等調整前中間(当期)純利益		162,985	40.79	155,143	41.23	306,803	37.70
法人税、住民税及び事業税		1,438	0.36	3,106	0.83	2,924	0.36
法人税等調整額		6,265	1.57	7,324	1.95	12,231	1.50
少数株主利益		4,792	1.20	8,610	2.29	11,658	1.43
中間(当期)純利益		163,019	40.80	136,101	36.16	304,453	37.41

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 の連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		1,804,071	404,408	1,804,071
資本剰余金減少高		1,399,662		1,399,662
欠損てん補による 資本剰余金取崩		1,399,662		1,399,662
資本剰余金中間期末(期末)残高		404,408	404,408	404,408
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		1,438,908	238,326	1,438,908
利益剰余金増加高		1,564,971	137,110	1,707,332
中間(当期)純利益		163,019	136,101	304,453
欠損てん補による 資本剰余金取崩		1,399,662		1,399,662
連結子会社の減少に伴う 利益剰余金増加高		1,994		1,994
土地再評価差額金取崩		294	1,009	1,222
利益剰余金減少高		96	177,196	30,098
配当金			177,196	30,001
連結子会社の減少に伴う 利益剰余金減少高		96		96
利益剰余金中間期末(期末)残高		125,966	198,240	238,326

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		162,985	155,143	306,803
減価償却費		6,609	5,517	13,133
減損損失		321	660	3,090
連結調整勘定償却額		30	13	270
持分法による投資損益( )		312	116	456
貸倒引当金の増加額		205,896	13,658	340,590
投資損失引当金の増加額		2,729	104	360
特定債務者支援引当金の 増加額		794		1,925
事業再構築引当金の増加額		12,096	70	12,461
退職給付引当金の増加額		27	38	99
資金運用収益		216,070	203,841	423,607
資金調達費用		23,036	24,277	46,811
有価証券関係損益( )		44,225	31,746	95,680
金銭の信託の運用損益( )		8		15
為替差損益( )		22,093	29,804	18,334
動産不動産処分損益( )		1,682	1,631	2,282
特定取引資産の純増( )減		104,479	113,735	153,345
特定取引負債の純増減( )		17,244	7,014	9,689
貸出金の純増( )減		706,695	288,592	1,014,619
預金の純増減( )		768,356	468,764	482,197
譲渡性預金の純増減( )		153,203	664,090	169,873
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減( )		70,440	780	75,407
預け金(日銀預け金を除く)の 純増( )減		44,643	16,955	141,676
コールローン等の純増( )減		98,722	245,488	458,169

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
債券貸借取引支払保証金の 純増( )減		4,347	9,748	4,651
コールマネー等の純増減( )		66,230	435,412	133,736
債券貸借取引受入担保金の 純増減( )		104,580		3,109
外国為替(資産)の純増( )減		4,148	10,436	17,675
外国為替(負債)の純増減( )		8,417	1,558	1,536
普通社債の発行・償還 による純増減( )			34,900	
信託勘定借の純増減( )		31,083	18,436	10,682
資金運用による収入		220,842	208,515	428,107
資金調達による支出		26,109	20,405	53,007
その他		106,560	119,214	86,304
小計		180,683	377,924	326,653
法人税等の支払額		3,663	1,640	4,776
営業活動による キャッシュ・フロー		184,347	379,565	331,430
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		4,259,956	8,267,865	9,146,930
有価証券の売却による収入		3,334,945	6,380,042	8,182,150
有価証券の償還による収入		424,470	1,108,826	1,374,368
金銭の信託の減少による収入				70,500
動産不動産の取得による支出		3,481	2,534	5,624
動産不動産の売却による収入		5,951	700	10,414
連結範囲の変動を伴う 子会社株式の売却による収入		28,752	14,325	28,951
投資活動による キャッシュ・フロー		469,318	766,504	513,831

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の 返済による支出			130,000	
劣後特約付社債の 発行による収入		20,000	264,274	160,030
劣後特約付社債の 償還による支出			72,700	51,276
少数株主への株式の 発行による収入		1,100		1,100
優先出資証券の発行 による収入			126,246	
配当金支払額			177,196	30,001
少数株主への配当金支払額		30	29	30
財務活動による キャッシュ・フロー		21,069	10,594	79,821
現金及び現金同等物に 係る換算差額		86	52	51
現金及び現金同等物の 増加額		632,508	1,135,422	262,274
現金及び現金同等物の 期首残高		2,080,653	2,342,917	2,080,653
連結除外に伴う 現金及び現金同等物の減少額		10		10
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		1,448,134	1,207,494	2,342,917

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 24社 主要な会社名 りそな保証株式会社 りそなカード株式会社 りそなキャピタル株式会社 共に連結子会社である大和銀総合管理株式会社、あさひ銀ビジネスサービス株式会社、大和ビジネスサービス株式会社、大和銀オペレーションビジネス株式会社及びりそなビデオ・カルチャー株式会社は合併し、社名をりそなビジネスサービス株式会社といたしました。</p> <p>コスモ証券株式会社は、株式売却により当社の関係会社に該当しないこととなりました。これに伴い、津山証券株式会社及びコスモエンタープライズ株式会社も当社の関係会社に該当しないこととなりました。</p> <p>あさひ銀ビル管理株式会社は、株式売却により当社の関係会社に該当しないこととなりました。</p> <p>共に連結子会社であるあさひカード株式会社、株式会社大和銀カード及び株式会社大阪カードサービスは合併し、社名をりそなカード株式会社といたしました。</p>	<p>(1) 連結子会社 15社 主要な会社名 りそな保証株式会社 Resona Preferred Global Securities (Cayman)Limited は、設立により当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>りそな決済サービス株式会社、りそな債権回収株式会社、りそなカード株式会社、りそなキャピタル株式会社、りそな総合研究所株式会社、りそなビジネスサービス株式会社及びりそな人事サポート株式会社は株式売却により当中間連結会計期間から連結の範囲より除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 21社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>共に連結子会社である大和銀総合管理株式会社、あさひ銀ビジネスサービス株式会社、大和ビジネスサービス株式会社、大和銀オペレーションビジネス株式会社及びりそなビデオ・カルチャー株式会社は合併し、社名をりそなビジネスサービス株式会社といたしました。</p> <p>コスモ証券株式会社は、株式売却により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。これに伴い、津山証券株式会社及びコスモエンタープライズ株式会社も当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。</p> <p>あさひ銀ビル管理株式会社及びりそなトータルメンテナンス株式会社は、株式売却により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。</p> <p>共に連結子会社であるあさひカード株式会社、株式会社大和銀カード及び株式会社大阪カードサービスは合併し、社名をりそなカード株式会社といたしました。</p> <p>共同抵当証券株式会社及び Resona Overseas Servicing Co.,Ltd. は、清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 同左	(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社2社 会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 日本トラスティ情報システム株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社2社 会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 日本トラスティ情報システム株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社はありません。 同左	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社2社 会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 日本トラスティ情報システム株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社 会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 7社 9月末日 17社	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 5社 9月末日 10社	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 5社 3月末日 16社

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	(2) 上記の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(2) 同左	(2) 上記の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当社の動産不動産は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 2年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左</p> <p>ソフトウェア 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当社の動産不動産は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：2年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は659,460百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は434,235百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は490,726百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識してはおりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、未認識年金資産を資産及び利益として認識すること</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		<p>が認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当中間連結会計期間から未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分して費用の減額処理等の対象としております。これにより前払年金費用が19,492百万円増加し、税金等調整前中間純利益が同額増加しております。</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(8) 特定債務者支援引当金の計上基準 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。		
	(9) 事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(8) 事業再構築引当金の計上基準 同左	(8) 事業再構築引当金の計上基準 同左
		(9) 店舗チャネル改革引当金の計上基準 店舗チャネル改革引当金は、収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャネルを再構築するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(9) 店舗チャネル改革引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(10)特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(10)特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(10)特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。
	(11)外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(11)外貨建資産・負債の換算基準 同左	(11)外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(12)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 同左	(12)リース取引の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等か</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は32,588百万円、繰延ヘッジ利益は47,301百万円であります。</p>	<p>等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は15,530百万円、繰延ヘッジ利益は24,407百万円であります。</p>	<p>ら生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は23,147百万円、繰延ヘッジ利益は35,380百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(八)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(八)連結会社間取引等 同左	(八)連結会社間取引等 同左
	(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
		(15)連結納税制度の適用 当中間連結会計期間より当社及び一部の国内連結子会社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>(外形標準課税)                      「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当社及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税)                      「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当社及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,102百万円及び出資金12百万円が含まれております。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)又は質貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は304百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間連結会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は19,930百万円、延滞債権額は554,631百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,183百万円及び出資金3百万円が含まれております。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)又は質貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は5,220百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間連結会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は9,308百万円、延滞債権額は276,209百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,254百万円及び出資金11,213百万円が含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は11,065百万円、延滞債権額は317,998百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は16,838百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は384,688百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は976,088百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は284,106百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,943百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は271,367百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は571,828百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は249,851百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15,892百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は284,436百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は629,392百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、275,802百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>8 担保に供している資産は、次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>320,987百万円</p> <p>有価証券 3,337,893百万円</p> <p>貸出金 315,949百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー及び売渡手形</p> <p>296,800百万円</p> <p>売現先勘定 320,990百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金</p> <p>107,689百万円</p> <p>借入金 8,527百万円</p> <p>その他負債 622百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,140百万円、有価証券555,111百万円及びその他資産21,099百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は26,585百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は885百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,156,701百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が7,108,469百万円あります。</p>	<p>8 担保に供している資産は、次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>248,977百万円</p> <p>有価証券 2,859,875百万円</p> <p>貸出金 220,153百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー及び売渡手形</p> <p>422,800百万円</p> <p>売現先勘定 248,997百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金778百万円、有価証券510,531百万円及びその他資産19,026百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は23,038百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,766百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,741,050百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が6,658,081百万円あります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>345,279百万円</p> <p>有価証券 2,646,103百万円</p> <p>貸出金 302,833百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー及び売渡手形</p> <p>372,400百万円</p> <p>売現先勘定 345,291百万円</p> <p>借入金 19,270百万円</p> <p>その他負債 503百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金911百万円、有価証券515,222百万円、その他資産36,006百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は25,013百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,705百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,926,072百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が6,875,617百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は36,184百万円、繰延ヘッジ利益の総額は51,692百万円であります。</p> <p>11 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は25,149百万円、繰延ヘッジ利益の総額は34,364百万円であります。</p> <p>11 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は29,398百万円、繰延ヘッジ利益の総額は46,040百万円であります。</p> <p>11 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額42,919百万円</p>
<p>12 動産不動産の減価償却累計額 143,182百万円</p>	<p>12 動産不動産の減価償却累計額 142,634百万円</p>	<p>12 動産不動産の減価償却累計額 141,210百万円</p>
	<p>13 動産不動産の圧縮記帳額 45,197百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	
<p>14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金286,250百万円が含まれております。</p>	<p>14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金156,250百万円が含まれております。</p>	<p>14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金286,250百万円が含まれております。</p>
<p>15 社債には、劣後特約付社債326,268百万円が含まれております。</p>	<p>15 社債には、劣後特約付社債609,604百万円が含まれております。</p>	<p>15 社債には、劣後特約付社債418,299百万円が含まれております。</p>
<p>16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託543,913百万円です。</p>	<p>16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託529,290百万円です。</p>	<p>16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託557,833百万円です。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>1 その他経常収益には、 株式等売却益 48,812百万円 最終取引日以降長期間異動の ない預金等に係る収益計上額 13,604百万円 を含んでおります。 当社において、最終取引日以 降長期間異動のない一定の預 金等については、預金勘定か ら除外し別管理するとともに 収益計上することとしており ます。従来当該異動のない期 間等を10年間としていたし たが、預金口座の犯罪等不正 利用防止の観点などから、当 中間連結会計期間より5年間 といたしました。 なお、前中間連結会計期間 における当該収益計上額は、 305百万円であります。</p> <p>2 その他経常費用には、 株式等売却損 5,592百万円 債権放棄損 2,901百万円 投資損失引当金繰入額 2,775百万円 株式等償却 2,743百万円 を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、 貸倒引当金戻入益 9,123百万円 を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、 年金制度改定により受給者の 一部が加算年金部分を精算し たことに伴う損失 42,776百万円 を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、 株式等売却益 30,325百万円 過去勤務債務償却益 17,991百万円 を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 31,222百万円 貸出金償却 11,000百万円 を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、 償却債権取立益 20,680百万円 を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、 動産不動産処分損 1,830百万円 減損損失 660百万円 を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、 株式等売却益 107,067百万円 最終取引日以降長期間異動の ない預金等に係る収益計上額 13,692百万円 を含んでおります。 当社において、最終取引日以 降長期間異動のない一定の預 金等については、預金勘定か ら除外し別管理するとともに 収益計上することとしており ます。従来当該異動のない期 間等を10年間としていたし たが、預金口座の犯罪等不正 利用防止の観点などから、当 連結会計年度より5年間とい たしました。 なお、前連結会計年度にお ける当該収益計上額は、1,566 百万円であります。</p> <p>2 その他経常費用には、 貸出金償却 45,632百万円 株式等売却損 12,183百万円 株式等償却 5,761百万円 債権売却損 26,745百万円 債権放棄損 5,984百万円 を含んでおります。 なお、貸出条件緩和債権等を 有する債務者に係る貸出金償 却、債権売却損等のうち 73,451百万円については、キ ャッシュ・フロー見積法を適 用して計上した同債権に係る 貸倒引当金戻入益と相殺表示 しております。</p> <p>3 特別利益には、 動産不動産処分益 5,320百万円 償却債権取立益 15,454百万円 貸倒引当金戻入益 24,245百万円 を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、 動産不動産処分損 3,037百万円 減損損失 3,090百万円 年金制度改定により受給者の 一部が加算年金部分を精算し たことに伴う損失 42,776百万円 を含んでおります。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																								
<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成16年 9月30日現在</p> <table data-bbox="204 504 576 683"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,631,487百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>183,353百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,448,134百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,631,487百万円	日本銀行以外への預け金	183,353百万円		<hr/>	現金及び現金同等物	1,448,134百万円	<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成17年 9月30日現在</p> <table data-bbox="625 504 997 683"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,501,810百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>294,316百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,207,494百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,501,810百万円	日本銀行以外への預け金	294,316百万円		<hr/>	現金及び現金同等物	1,207,494百万円	<p>現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成17年 3月31日現在</p> <table data-bbox="1046 504 1418 683"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>2,622,411百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>279,494百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,342,917百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	2,622,411百万円	日本銀行以外への預け金	279,494百万円		<hr/>	現金及び現金同等物	2,342,917百万円
現金預け金勘定	1,631,487百万円																									
日本銀行以外への預け金	183,353百万円																									
	<hr/>																									
現金及び現金同等物	1,448,134百万円																									
現金預け金勘定	1,501,810百万円																									
日本銀行以外への預け金	294,316百万円																									
	<hr/>																									
現金及び現金同等物	1,207,494百万円																									
現金預け金勘定	2,622,411百万円																									
日本銀行以外への預け金	279,494百万円																									
	<hr/>																									
現金及び現金同等物	2,342,917百万円																									

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																																																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>17,930百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,608百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>19,539百万円</td></tr> </table> <li>減価償却累計額相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>7,091百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>810百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,902百万円</td></tr> </table> <li>中間連結会計期間末残高相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>10,839百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>797百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,636百万円</td></tr> </table> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>3,060百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>8,924百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,985百万円</td></tr> </table> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>2,285百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,159百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>165百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>47百万円</td></tr> </table> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	動産	17,930百万円	その他	1,608百万円	合計	19,539百万円	動産	7,091百万円	その他	810百万円	合計	7,902百万円	動産	10,839百万円	その他	797百万円	合計	11,636百万円	1年内	3,060百万円	1年超	8,924百万円	合計	11,985百万円	支払リース料	2,285百万円	減価償却費相当額	2,159百万円	支払利息相当額	165百万円	1年内	29百万円	1年超	17百万円	合計	47百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>14,264百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>253百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,517百万円</td></tr> </table> <li>減価償却累計額相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>5,848百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>146百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,995百万円</td></tr> </table> <li>中間連結会計期間末残高相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>8,415百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>106百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,521百万円</td></tr> </table> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>2,343百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>6,505百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,848百万円</td></tr> </table> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>1,584百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,440百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>151百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16百万円</td></tr> </table> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	動産	14,264百万円	その他	253百万円	合計	14,517百万円	動産	5,848百万円	その他	146百万円	合計	5,995百万円	動産	8,415百万円	その他	106百万円	合計	8,521百万円	1年内	2,343百万円	1年超	6,505百万円	合計	8,848百万円	支払リース料	1,584百万円	減価償却費相当額	1,440百万円	支払利息相当額	151百万円	1年内	14百万円	1年超	2百万円	合計	16百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>15,952百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,554百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>17,506百万円</td></tr> </table> <li>減価償却累計額相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>5,881百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>844百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,726百万円</td></tr> </table> <li>年度末残高相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>10,070百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>710百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,780百万円</td></tr> </table> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>2,918百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>8,242百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,160百万円</td></tr> </table> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>4,125百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>3,886百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>330百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>28百万円</td></tr> </table> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	動産	15,952百万円	その他	1,554百万円	合計	17,506百万円	動産	5,881百万円	その他	844百万円	合計	6,726百万円	動産	10,070百万円	その他	710百万円	合計	10,780百万円	1年内	2,918百万円	1年超	8,242百万円	合計	11,160百万円	支払リース料	4,125百万円	減価償却費相当額	3,886百万円	支払利息相当額	330百万円	1年内	21百万円	1年超	6百万円	合計	28百万円
動産	17,930百万円																																																																																																													
その他	1,608百万円																																																																																																													
合計	19,539百万円																																																																																																													
動産	7,091百万円																																																																																																													
その他	810百万円																																																																																																													
合計	7,902百万円																																																																																																													
動産	10,839百万円																																																																																																													
その他	797百万円																																																																																																													
合計	11,636百万円																																																																																																													
1年内	3,060百万円																																																																																																													
1年超	8,924百万円																																																																																																													
合計	11,985百万円																																																																																																													
支払リース料	2,285百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	2,159百万円																																																																																																													
支払利息相当額	165百万円																																																																																																													
1年内	29百万円																																																																																																													
1年超	17百万円																																																																																																													
合計	47百万円																																																																																																													
動産	14,264百万円																																																																																																													
その他	253百万円																																																																																																													
合計	14,517百万円																																																																																																													
動産	5,848百万円																																																																																																													
その他	146百万円																																																																																																													
合計	5,995百万円																																																																																																													
動産	8,415百万円																																																																																																													
その他	106百万円																																																																																																													
合計	8,521百万円																																																																																																													
1年内	2,343百万円																																																																																																													
1年超	6,505百万円																																																																																																													
合計	8,848百万円																																																																																																													
支払リース料	1,584百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	1,440百万円																																																																																																													
支払利息相当額	151百万円																																																																																																													
1年内	14百万円																																																																																																													
1年超	2百万円																																																																																																													
合計	16百万円																																																																																																													
動産	15,952百万円																																																																																																													
その他	1,554百万円																																																																																																													
合計	17,506百万円																																																																																																													
動産	5,881百万円																																																																																																													
その他	844百万円																																																																																																													
合計	6,726百万円																																																																																																													
動産	10,070百万円																																																																																																													
その他	710百万円																																																																																																													
合計	10,780百万円																																																																																																													
1年内	2,918百万円																																																																																																													
1年超	8,242百万円																																																																																																													
合計	11,160百万円																																																																																																													
支払リース料	4,125百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	3,886百万円																																																																																																													
支払利息相当額	330百万円																																																																																																													
1年内	21百万円																																																																																																													
1年超	6百万円																																																																																																													
合計	28百万円																																																																																																													

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9	9	0		0

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	471,826	646,268	174,441	184,117	9,675
債券	4,361,836	4,364,642	2,805	5,607	2,802
国債	3,879,945	3,882,791	2,845	4,700	1,854
地方債	124,034	123,280	754	114	868
社債	357,856	358,569	713	792	79
その他	285,295	287,167	1,871	6,305	4,433
合計	5,118,958	5,298,077	179,119	196,029	16,910

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある外国証券363百万円、株式4百万円の減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記以外の先：時価が取得原価に比べて50%以上下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場内国債券	385,243
非上場株式(店頭売買株式を除く)	207,386
非上場外国証券	19,615

当中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)  
該当ありません。

- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	299,810	513,492	213,682	218,011	4,329
債券	3,957,172	3,942,162	15,010	450	15,460
国債	3,299,854	3,286,841	13,013	139	13,153
地方債	161,849	160,481	1,368	72	1,440
社債	495,468	494,839	629	237	867
その他	716,768	754,404	37,636	42,587	4,951
合計	4,973,751	5,210,058	236,307	261,049	24,741

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理することとしております。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

- 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場内国債券	501,231
非上場株式	159,690

前連結会計年度末

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	623,709	62

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	301,212	481,817	180,605	184,135	3,530
債券	3,454,293	3,460,006	5,713	6,472	759
国債	2,993,404	2,998,687	5,283	5,687	404
地方債	125,118	124,991	127	217	345
社債	335,769	336,327	557	567	9
その他	460,787	468,087	7,299	11,039	3,739
合計	4,216,293	4,409,911	193,618	201,647	8,029

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として、当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて461百万円の減損処理を行っております。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	8,182,150	121,796	25,521

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	198,028
非上場内国債券	446,193

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成17年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	673,638	2,694,126	122,565	415,869
国債	492,501	2,008,718	82,365	415,102
地方債	2,712	96,797	25,480	
社債	178,423	588,610	14,719	767
その他	2,210	151,140	128,770	27,171
合計	675,848	2,845,267	251,335	443,041

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年9月30日現在)

時価のあるその他の金銭の信託はありません。

なお、時価のないその他の金銭の信託70,500百万円については、中間連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	179,119
その他有価証券	179,119
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	72,735
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	106,384
( )少数株主持分相当額	996
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	11
その他有価証券評価差額金	105,376

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	236,432
その他有価証券	236,432
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	96,038
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	140,394
( )少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	9
その他有価証券評価差額金	140,384

(注) 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映された額 125百万円を除いております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成17年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	192,154
その他有価証券	192,154
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	78,056
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	114,097
( )少数株主持分相当額	1,532
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	8
その他有価証券評価差額金	112,556

(注) 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映された額1,463百万円を除いております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	439,116	43	43
店頭	金利スワップ	9,301,167	21,170	24,701
	キャップ	447,867	148	1,886
	フロアー	25,344	135	207
	スワップション	10,188	0	95
	合計		20,843	26,432

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,025,655	1,482	4,749
	為替予約	666,488	3,833	3,833
	通貨オプション	3,139,706	1,498	2,257
	合計		6,815	6,326

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	3,864	1	1
	合計		1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	546,487	8	8
店頭	金利スワップ	10,862,156	23,084	24,511
	キャップ	361,433	372	1,583
	フロアー	4,364	268	232
	スワップション	10,085	0	91
	合計		22,971	26,410

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,478,851	5,370	1,618
	為替予約	1,037,911	15,596	15,596
	通貨オプション	2,067,399	4,505	13,414
	合計		16,462	3,800

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	51,645	572	572
	合計		572	572

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

A 通貨関連

為替予約、通貨オプション、通貨スワップ

B 金利関連

金利スワップ、金利オプション、金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約

C 債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

D 株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供する上で、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

(A) お客様のリスクヘッジニーズへの対応

お客様は様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しています。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客様のリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。当社では、お客様の様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えとともに、商品提供力の向上に努めています。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社は次のような「行動基準」を作成し、お客様と取引する際にはこの基準に沿って行っております。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

・自己責任の原則と取引能力

お客様が自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

・時価情報(お客様の含み損益の状況)の提供

取引実行後、定期的又は随時に時価情報をお客様に還元し、お客様の判断の一助とすること。

(B) 金融資産・負債のヘッジ

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確保するための「キャッシュフローヘッジ」といった「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。

当該取引については、検証方法等に係る規定を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行うなど厳正な管理を実施しています。

(C) トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

### (3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、大別して市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、長短金利、債券・株価、外国為替等の相場変動から、保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスク、また、資産・負債間の金利約定期間・時点、基準金利の違いから、金利変動によって損失が発生するリスクです。

信用リスクとは、取引相手先に財務状況の悪化等から、資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクで、デリバティブ取引においては、市場でお客様とのキャッシュ・フローを新たに構築するためのコスト(再構築コスト)に将来の相場変動によって再構築コストが変動する潜在的なコストを上乗せして計測するカレントエクスポージャー方式で定期的に把握しております。

当社では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣の関与のもと、以下のような管理体制の強化、改善を行っております。

#### (A) 市場リスク管理体制

当社の市場リスク管理体制については、持株会社の「グループリスク管理方針」に則って、リスク管理の枠組みを定めた「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づいた管理を行っています。

まず、市場取引部門から独立したリスク管理部門として、リスク統括部を設置し、厳格なリスク管理を実施しています。また、市場リスク全体に対しては、経営体力に基づいたバリュアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。以下、「V a R」という。)によるリスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内にとどめる体制を敷いています。また、リスク統括部が、日次でV a R・損益を計測し、リスク限度・損失限度の遵守状況を管理するとともに経営陣宛報告を行っています。

#### (参考)

トレーディング取引のV a R値は次のとおりであります。

##### (ア) V a Rの範囲、前提等

- A 対象範囲：当社のトレーディング取引
- B 対象期間：平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- C 信頼水準：片側99%
- D 保有期間：10日

##### (イ) V a R実績値

対象期間	最大値(百万円)	最小値(百万円)	平均値(百万円)
平成16年4月1日 ～平成17年3月31日	641	58	228

#### (B) 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、貸出金等のオンバランス取引と合算して、市場部門、業務推進部門から独立した融資・審査部門が所管し、与信判断と管理を行う体制となっております。また、お客様の信用度の変化に応じ、機動的に取引限度額の見直しを行う体制を整えております。

## 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	455,096	240,785	136	136
	買建	359,955	23,972	70	70
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,263,968	3,327,400	66,878	50,346
	受取変動・支払固定	4,150,943	3,030,281	47,980	29,202
	受取変動・支払変動	1,577,810	1,256,810	565	565
	キャップ				
	売建	246,497	150,665	426	2,337
	買建	158,158	85,113	420	308
	フロアー				
	売建	10,000		315	216
	買建	15,250	4,968	332	220
	スワップション				
	売建	5,085		19	153
買建	5,000		19	61	
	合計			18,276	22,638

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

### (2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,203,518	970,183	8,060	13,208
	為替予約				
	売建	304,126	28,300	614	614
	買建	502,489	208,580	602	602
	通貨オプション				
	売建	744,375	449,379	30,962	6,930
買建	812,995	449,035	42,480	4,408	
	合計			19,566	24,536

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	86,108		956	956
	買建				
	合計			956	956

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定  
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

#### 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	円	48.94	45.56	45.13
1株当たり 中間(当期)純利益	円	4.97	4.10	9.25
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益	円	2.19	1.95	3.53

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	163,019	136,101	304,453
普通株主に帰属しない金額	百万円	9,598	9,590	19,197
うち(中間)優先配当額	百万円	9,598	9,590	19,197
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	153,421	126,511	285,256
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	30,819,639	30,819,722	30,819,680
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	9,524	9,590	19,049
うち(中間)優先配当額	百万円	9,524	9,590	19,049
普通株式増加数	千株	43,341,768	38,714,574	55,168,498
うち優先株式	千株	43,341,768	38,714,574	55,168,498
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		甲種第一回優先株式 (発行済株式総数 5,970千株) なお、上記優先株式の概要は、「第4提出会社の状況1株式等の状況」に記載のとおりであります。	該当ありません	甲種第一回優先株式 (発行済株式総数 5,970千株) なお、上記優先株式の概要は、「第4提出会社の状況1株式等の状況」に記載のとおりであります。

当中間連結会計期間に係る「(中間)優先配当額」については、予定額を記載しております。

なお、確定額は平成18年1月以降の取締役会にて決議の予定であります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>株式会社りそなホールディングス(以下、「甲」という。)、株式会社りそな銀行(以下、「乙」という。)と株式会社奈良銀行(以下、「丙」といい、甲と乙と丙を総称して「三社」という。)は、関係当局の認可を前提として、乙と丙が平成18年1月1日を目途に合併することについて、平成16年11月18日に「基本合意書」を締結致しました。</p> <p>この合併は、奈良地域の顧客に提供するサービスレベルを向上させるべく、営業力をより一層強化し、りそなグループの奈良地域におけるプレゼンスを拡大することを目的としており、その概要は下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併期日 平成18年1月1日を目途とする。</li> <li>2 合併形態 乙を存続会社とする。</li> <li>3 合併比率 三社が別途協議のうえ、定める。</li> <li>4 従業員 乙が合併により丙の従業員を承継し、合併後は乙の人事制度を適用する前提で、今後三社が協議を行う。</li> <li>5 店舗ネットワーク 乙は、丙の店舗を承継し、乙の現行の店舗と併せて、顧客の利便性に資する効率的な店舗ネットワークの構築を目指す。</li> <li>6 システム 乙の統合システムを使用する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 劣後特約付借入金の期限前返済 平成17年10月3日付で、当社は株式会社りそなホールディングスからの劣後特約付借入金(株式会社整理回収機構の転貸資金)100,000百万円を期限前返済しております。</li> <li>2 優先出資証券の期限前償還 平成17年11月18日付で、当社の連結子会社は、その発行する優先出資証券250,730百万円を払込金及び経過配当相当額で期限前償還しております。</li> </ol>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	1,620,832	5.80	1,498,973	5.32	2,616,724	9.24
コールローン		257,512	0.92	763,222	2.71	363,886	1.29
債券貸借取引支払保証金		303	0.00	9,748	0.03		
買入手形				100,000	0.35	250,000	0.88
買入金銭債権		18,340	0.07	19,219	0.07	19,816	0.07
特定取引資産	8	618,917	2.21	783,522	2.78	691,997	2.45
有価証券	1, 2,8	5,976,696	21.37	5,958,529	21.13	5,104,791	18.03
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9	17,883,738	63.95	17,346,797	61.50	17,551,865	62.00
外国為替	7	80,049	0.29	76,666	0.27	66,063	0.23
その他資産	8	512,872	1.83	538,925	1.91	511,309	1.81
動産不動産	8, 11, 12, 16	350,775	1.25	336,736	1.19	341,342	1.21
繰延税金資産		30,525	0.11	3,447	0.01	32,052	0.11
支払承諾見返		1,235,103	4.42	1,186,512	4.21	1,195,694	4.22
貸倒引当金		604,623	2.16	403,903	1.43	421,459	1.49
投資損失引当金		15,559	0.06	13,058	0.05	13,058	0.05
資産の部合計		27,965,485	100.00	28,205,337	100.00	28,311,025	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		19,548,501	69.90	19,366,784	68.66	19,832,385	70.05
譲渡性預金		1,005,279	3.59	1,770,040	6.28	1,099,450	3.88
コールマネー	8	3,003,424	10.74	2,375,895	8.42	2,770,424	9.79
売現先勘定	8	320,990	1.15	248,997	0.88	345,291	1.22
債券貸借取引受入担保金	8	107,689	0.38				
売渡手形	8	71,800	0.26	267,800	0.95	212,400	0.75
特定取引負債		32,433	0.12	47,002	0.17	39,988	0.14
借入金	13	535,192	1.91	325,027	1.15	505,955	1.79
外国為替		13,714	0.05	22,687	0.08	20,594	0.07
社債	14	414,060	1.48	867,088	3.07	529,120	1.87
信託勘定借		434,932	1.56	411,602	1.46	393,166	1.39
その他負債	10	236,332	0.85	191,109	0.68	229,376	0.81
特定債務者支援引当金		1,130	0.00				
事業再構築引当金		631	0.00	196	0.00	266	0.00
店舗チャネル改革引当金				2,932	0.01	2,932	0.01
特別法上の引当金	15	0	0.00	0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	16	44,886	0.16	44,845	0.16	45,535	0.16
支払承諾		1,235,103	4.42	1,186,512	4.21	1,195,694	4.22
負債の部合計		27,006,104	96.57	27,128,520	96.18	27,222,582	96.15
(資本の部)							
資本金		279,928	1.00	279,928	0.99	279,928	0.99
資本剰余金		352,208	1.26	352,208	1.25	352,208	1.24
資本準備金		279,928		279,928		279,928	
その他資本剰余金		72,280		72,280		72,280	
利益剰余金		157,536	0.56	242,127	0.86	282,676	1.00
中間(当期)未処分利益		157,536		242,127		282,676	
土地再評価差額金	16	65,617	0.24	62,397	0.22	63,406	0.23
その他有価証券評価差額金		104,090	0.37	140,155	0.50	110,223	0.39
資本の部合計		959,381	3.43	1,076,817	3.82	1,088,443	3.85
負債及び資本の部合計		27,965,485	100.00	28,205,337	100.00	28,311,025	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		370,908	100.00	345,835	100.00	753,207	100.00
資金運用収益		224,134		197,390		425,419	
(うち貸出金利息)		(182,537)		(162,064)		(353,611)	
(うち有価証券利息配当金)		(34,821)		(23,827)		(55,612)	
信託報酬		3,013		3,908		7,297	
役務取引等収益		50,459		55,608		110,991	
特定取引収益		7,821		377		22,013	
その他業務収益		27,449		31,917		55,594	
その他経常収益	1	58,030		56,632		131,891	
経常費用		198,383	53.49	223,589	64.65	516,776	68.61
資金調達費用		29,314		30,597		59,441	
(うち預金利息)		(10,367)		(9,328)		(20,666)	
役務取引等費用		23,774		24,066		56,252	
特定取引費用		4		94		47	
その他業務費用		10,465		6,565		17,924	
営業経費	2	113,839		110,523		233,337	
その他経常費用	3	20,985		51,740		149,771	
経常利益		172,524	46.51	122,245	35.35	236,431	31.39
特別利益	4	23,457	6.33	20,734	5.99	115,026	15.27
特別損失	5	44,361	11.96	2,468	0.71	51,554	6.84
税引前中間(当期)純利益		151,620	40.88	140,512	40.63	299,903	39.82
法人税、住民税及び事業税		255	0.07	2,566	0.74	681	0.09
法人税等調整額		5,876	1.58	7,440	2.15	12,233	1.62
中間(当期)純利益		157,241	42.39	135,638	39.22	311,455	41.35
前期繰越利益				105,480			
土地再評価差額金取崩額		294		1,009		1,222	
中間配当額						30,001	
中間(当期)未処分利益		157,536		242,127		282,676	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：2年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 同左</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。</p> <p>なお、耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：2年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
5 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり、均等償却を行っております。	新株発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は599,432百万円であります。</p>	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は380,188百万円であります。</p>	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は437,240百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更) 従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識しておりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当中間期から未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分して費用の減額処理等の対象としております。これにより前払年金費用が19,492百万円増加し、税引前中間純利益が同額増加しております。	
	(4) 特定債務者支援引当金 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。		
	(5) 事業再構築引当金 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(4) 事業再構築引当金 同左	(4) 事業再構築引当金 同左
		(5) 店舗チャネル改革引当金 店舗チャネル改革引当金は、システム統合を機により一層の収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャネルに改革するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(5) 店舗チャネル改革引当金 同左

	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	(6) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(6) 証券取引責任準備金 同左	(6) 証券取引責任準備金 同左
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は32,588百万円、繰延ヘッジ利益は47,301百万円であります。</p>	<p>価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は15,530百万円、繰延ヘッジ利益は24,407百万円であります。</p>	<p>価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は23,147百万円、繰延ヘッジ利益は35,380百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(ハ)内部取引等 同左	(ハ)内部取引等 同左
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
11 連結納税制度の適用		当中間会計期間より株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>1 子会社の株式及び出資総額 59,239百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)又は貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は304百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は19,930百万円、延滞債権額は550,171百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 子会社の株式及び出資総額 19,359百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)又は貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は5,220百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は7,982百万円、延滞債権額は266,567百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 子会社の株式及び出資総額 20,051百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は9,471百万円、延滞債権額は303,150百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は16,785百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は382,837百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は969,725百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は283,396百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,943百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は258,560百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は548,054百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は249,154百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15,858百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は271,903百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は600,384百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は275,066百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>320,987百万円</p> <p>有価証券 3,337,270百万円</p> <p>貸出金 302,966百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー</p> <p>225,000百万円</p> <p>売現先勘定 320,990百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金</p> <p>107,689百万円</p> <p>売渡手形 71,800百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金88百万円、有価証券555,111百万円及びその他資産21,099百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は24,770百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は885百万円であります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>248,977百万円</p> <p>有価証券 2,859,875百万円</p> <p>貸出金 220,153百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー</p> <p>155,000百万円</p> <p>売現先勘定 248,997百万円</p> <p>売渡手形 267,800百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券510,531百万円及びその他資産19,026百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は22,910百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,766百万円であります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>345,279百万円</p> <p>有価証券 2,645,599百万円</p> <p>貸出金 275,464百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー</p> <p>160,000百万円</p> <p>売現先勘定 345,291百万円</p> <p>売渡手形 212,400百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券515,222百万円、及びその他資産36,006百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は23,586百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,705百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,623,702百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が6,566,595百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。</p> <p>なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は36,184百万円、繰延ヘッジ利益の総額は51,692百万円であります。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 139,841百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 45,819百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,740,469百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が6,646,802百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。</p> <p>なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は25,149百万円、繰延ヘッジ利益の総額は34,319百万円あります。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 141,132百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 45,197百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,421,007百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,360,476百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。</p> <p>なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は29,398百万円、繰延ヘッジ利益の総額は46,041百万円あります。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 138,091百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 45,247百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金519,268百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債345,360百万円が含まれております。</p> <p>15 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>16 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託543,913百万円であります。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金317,120百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債833,288百万円が含まれております。</p> <p>15 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>16 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託529,290百万円であります。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金496,239百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には劣後特約付社債460,420百万円が含まれております。</p> <p>15 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>16 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 42,919百万円</p> <p>17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託557,833百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>1 その他経常収益には、 株式等売却益 37,956百万円 最終取引日以降長期間異動の ない預金等に係る収益計上額 13,604百万円 を含んでおります。 当社では、最終取引日以降長 期間異動のない一定の預金等 については、預金勘定から除 外し別管理するとともに収益 計上することとしておりま す。 従来、当該異動のない期間等 を10年間としていましたが、 預金口座の犯罪等不正利用防 止の観点などから、当中間会 計期間より5年間といたしま した。なお、前中間会計期間 における当該収益計上額は、 305百万円です。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のと おりであります。 建物・動産 3,744百万円 その他 2,401百万円</p> <p>3 その他経常費用には、 株式等売却損 5,631百万円 債権放棄損 2,901百万円 投資損失引当金繰入額 2,487百万円 株式等償却 2,088百万円 を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、 貸倒引当金戻入益 19,343百万円 を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、 年金制度改定により受給者の 一部が加算年金部分を精算し たことに伴う損失 42,776百万円 を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、 株式等売却益 29,946百万円 過去勤務債務償却益 17,991百万円 を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のと おりであります。 建物・動産 3,371百万円 その他 1,750百万円</p> <p>3 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 25,705百万円 貸出金償却 6,709百万円 を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、 償却債権取立益 20,623百万円 を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、 動産不動産処分損 1,825百万円 減損損失 642百万円 を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、 株式等売却益 95,581百万円 債権売却益 15,863百万円 最終取引日以降長期間異動の ない預金等に係る収益計上額 13,692百万円 を含んでおります。 当社では、最終取引日以降長 期間異動のない一定の預金等 については、預金勘定から除 外し別管理するとともに収益 計上することとしておりま す。 従来、当該異動のない期間等 を10年間としていましたが、 預金口座の犯罪等不正利用防 止の観点などから、当事業年 度より5年間といたしました。なお、前事業年度におけ る当該収益計上額は、1,566 百万円です。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のと おりであります。 建物・動産 7,486百万円 その他 5,698百万円</p> <p>3 その他経常費用には、 貸出金償却 45,624百万円 株式等売却損 12,121百万円 株式等償却 37,465百万円 債権放棄損 5,984百万円 債権売却損 24,971百万円 を含んでおります。 なお、貸出条件緩和債権等を 有する債務者に係る貸出金償 却、債権売却損等のうち 73,451百万円については、キ ャッシュ・フロー見積法を適 用して計上した同債権に係る 貸倒引当金戻入益と相殺表示 しております。</p> <p>4 特別利益には、 償却債権取立益 15,293百万円 貸倒引当金戻入益 93,344百万円 を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、 年金制度改定により受給者の 一部が加算年金部分を精算し たことに伴う損失 42,776百万円 を含んでおります。</p>

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																																																																																
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>16,609百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>191百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16,800百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却累計額相当額</li> </ul> <table> <tr><td>動産</td><td>6,304百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>69百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,374百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>10,304百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>122百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,426百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>2,545百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>8,171百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,717百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>1,984百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,887百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>138百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	16,609百万円	その他	191百万円	合計	16,800百万円	動産	6,304百万円	その他	69百万円	合計	6,374百万円	動産	10,304百万円	その他	122百万円	合計	10,426百万円	1年内	2,545百万円	1年超	8,171百万円	合計	10,717百万円	支払リース料	1,984百万円	減価償却費相当額	1,887百万円	支払利息相当額	138百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>14,156百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>76百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,232百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却累計額相当額</li> </ul> <table> <tr><td>動産</td><td>5,780百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>44百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,824百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>8,376百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>31百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,408百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>2,290百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>6,439百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,730百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>1,320百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,201百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>133百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	14,156百万円	その他	76百万円	合計	14,232百万円	動産	5,780百万円	その他	44百万円	合計	5,824百万円	動産	8,376百万円	その他	31百万円	合計	8,408百万円	1年内	2,290百万円	1年超	6,439百万円	合計	8,730百万円	支払リース料	1,320百万円	減価償却費相当額	1,201百万円	支払利息相当額	133百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>14,770百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>192百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,962百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却累計額相当額</li> </ul> <table> <tr><td>動産</td><td>5,130百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>78百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,209百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>9,640百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>113百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,753百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料期末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>2,454百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>7,625百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,080百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>3,517百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>3,337百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>279百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	14,770百万円	その他	192百万円	合計	14,962百万円	動産	5,130百万円	その他	78百万円	合計	5,209百万円	動産	9,640百万円	その他	113百万円	合計	9,753百万円	1年内	2,454百万円	1年超	7,625百万円	合計	10,080百万円	支払リース料	3,517百万円	減価償却費相当額	3,337百万円	支払利息相当額	279百万円
取得価額相当額																																																																																																		
動産	16,609百万円																																																																																																	
その他	191百万円																																																																																																	
合計	16,800百万円																																																																																																	
動産	6,304百万円																																																																																																	
その他	69百万円																																																																																																	
合計	6,374百万円																																																																																																	
動産	10,304百万円																																																																																																	
その他	122百万円																																																																																																	
合計	10,426百万円																																																																																																	
1年内	2,545百万円																																																																																																	
1年超	8,171百万円																																																																																																	
合計	10,717百万円																																																																																																	
支払リース料	1,984百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	1,887百万円																																																																																																	
支払利息相当額	138百万円																																																																																																	
取得価額相当額																																																																																																		
動産	14,156百万円																																																																																																	
その他	76百万円																																																																																																	
合計	14,232百万円																																																																																																	
動産	5,780百万円																																																																																																	
その他	44百万円																																																																																																	
合計	5,824百万円																																																																																																	
動産	8,376百万円																																																																																																	
その他	31百万円																																																																																																	
合計	8,408百万円																																																																																																	
1年内	2,290百万円																																																																																																	
1年超	6,439百万円																																																																																																	
合計	8,730百万円																																																																																																	
支払リース料	1,320百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	1,201百万円																																																																																																	
支払利息相当額	133百万円																																																																																																	
取得価額相当額																																																																																																		
動産	14,770百万円																																																																																																	
その他	192百万円																																																																																																	
合計	14,962百万円																																																																																																	
動産	5,130百万円																																																																																																	
その他	78百万円																																																																																																	
合計	5,209百万円																																																																																																	
動産	9,640百万円																																																																																																	
その他	113百万円																																																																																																	
合計	9,753百万円																																																																																																	
1年内	2,454百万円																																																																																																	
1年超	7,625百万円																																																																																																	
合計	10,080百万円																																																																																																	
支払リース料	3,517百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	3,337百万円																																																																																																	
支払利息相当額	279百万円																																																																																																	
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>47百万円</td></tr> </table>	1年内	29百万円	1年超	17百万円	合計	47百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16百万円</td></tr> </table>	1年内	14百万円	1年超	2百万円	合計	16百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>27百万円</td></tr> </table>	1年内	21百万円	1年超	6百万円	合計	27百万円																																																																														
1年内	29百万円																																																																																																	
1年超	17百万円																																																																																																	
合計	47百万円																																																																																																	
1年内	14百万円																																																																																																	
1年超	2百万円																																																																																																	
合計	16百万円																																																																																																	
1年内	21百万円																																																																																																	
1年超	6百万円																																																																																																	
合計	27百万円																																																																																																	
リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。	リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。	リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。																																																																																																

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
前中間会計期間末(平成16年9月30日現在)  
該当ありません。

当中間会計期間末(平成17年9月30日現在)  
該当ありません。

前事業年度末(平成17年3月31日現在)  
該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>株式会社りそなホールディングス(以下、「甲」という。)、株式会社りそな銀行(以下、「乙」という。)と株式会社奈良銀行(以下、「丙」といい、甲と乙と丙を総称して「三社」という。)は、関係当局の認可を前提として、乙と丙が平成18年1月1日を目途に合併することについて、平成16年11月18日に「基本合意書」を締結致しました。</p> <p>この合併は、奈良地域の顧客に提供するサービスレベルを向上させるべく、営業力をより一層強化し、りそなグループの奈良地域におけるプレゼンスを拡大することを目的としており、その概要は下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併期日 平成18年1月1日を目途とする。</li> <li>2 合併形態 乙を存続会社とする。</li> <li>3 合併比率 三社が別途協議のうえ、定める。</li> <li>4 従業員 乙が合併により丙の従業員を承継し、合併後は乙の人事制度を適用する前提で、今後三社が協議を行う。</li> <li>5 店舗ネットワーク 乙は、丙の店舗を承継し、乙の現行の店舗と併せて、顧客の利便性に資する効率的な店舗ネットワークの構築を目指す。</li> <li>6 システム 乙の統合システムを使用する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 劣後特約付借入金の期限前返済 平成17年10月3日付で、当社は株式会社りそなホールディングスからの劣後特約付借入金(株式会社整理回収機構の転貸資金)100,000百万円を期限前返済しております。</li> <li>2 劣後特約付社債の期限前償還 平成17年11月18日付で、当社は連結子会社に対して発行した劣後特約付社債250,860百万円を額面で期限前償還しております。</li> </ol>	

## (2) 【その他】

## 信託財産残高表

## 資産

	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	218,564	13.65	190,963	13.32
有価証券	50,973	3.18	0	0.00
信託受益権	3,016	0.19	1,908	0.13
受託有価証券	28	0.00	28	0.00
金銭債権	526,854	32.91	421,959	29.43
動産不動産	329,850	20.60	369,333	25.76
土地の賃借権	1,857	0.12	4,030	0.28
その他債権	9,956	0.62	9,111	0.64
銀行勘定貸	434,932	27.17	411,602	28.71
現金預け金	24,906	1.56	24,822	1.73
合計	1,600,942	100.00	1,433,760	100.00

## 負債

	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	678,967	42.41	583,952	40.73
財産形成給付信託	1,940	0.12	1,944	0.14
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	28	0.00	28	0.00
金銭債権の信託	545,396	34.07	444,891	31.03
土地及びその定着物の信託	201,403	12.58	168,253	11.73
土地の賃借権の信託	4,949	0.31	4,962	0.35
包括信託	168,256	10.51	229,727	16.02
合計	1,600,942	100.00	1,433,760	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末74,888百万円、当中間会計期間末75,822百万円
- 2 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末213,451百万円のうち破綻先債権額は425百万円、延滞債権額は4,233百万円、3ヵ月以上延滞債権額は419百万円、貸出条件緩和債権額は6,418百万円です。また、これらの債権額の合計額は11,496百万円です。
- 3 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末187,534百万円のうち破綻先債権額は27百万円、延滞債権額は3,017百万円、3ヵ月以上延滞債権額は339百万円、貸出条件緩和債権額は21,736百万円です。また、これらの債権額の合計額は25,119百万円です。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |   |                           |
|---|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度 自 平成16年4月1日<br>(第3期) 至 平成17年3月31日 | 平成17年6月29日<br>近畿財務局長に提出。  |
| (2) 発行登録書及びその添付書類<br>社債の募集に係る発行登録書であります。                      | 平成17年11月28日<br>近畿財務局長に提出。 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社りそな銀行  
取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 古 澤 茂 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 茂 夫 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 湯 浅 敦 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松 村 豊 ⑩

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社りそな銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 茂 夫 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 湯 浅 敦 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松 村 豊 ⑩

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 古 澤 茂 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. 会計処理基準に関する事項(7)退職給付引当金の計上基準に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用している。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社りそな銀行  
取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 古 澤 茂 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 茂 夫 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 湯 浅 敦 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松 村 豊 ⑩

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社りそな銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 茂 夫 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 湯 浅 敦 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松 村 豊 ⑩

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 古 澤 茂 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項6.引当金の計上基準(3)退職給付引当金に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用している。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。